

2013 年度

近世大名と家臣団形成に係る基礎的研究

宇和島藩家老櫻田家文書資料集



愛媛大学法文学部日本史研究室

胡 光 編

例言

一、本書は、愛媛大学法文学部日本史研究室において、准教授 胡 光が指導学生とともに行った基礎研究の成果の一部をまとめたものである。

一、本書の研究対象は、大阪市在住櫻田茂彦氏が所蔵する宇和島藩家老櫻田家文書である。未公開の同文書について、全点の内容を把握し目録化して、一部の重要な文書については、解説・分析を行った。本書は、この基礎研究を刊行することにより、伊予近世史研究の発展に寄与しようとするものである。

一、櫻田家文書の情報提供は、愛媛大学名誉教授内田九州男氏を介して、大阪市史編纂所内海寧子氏よりいただいた。櫻田家文書の借用及び研究室への搬送は、所蔵者ならびに公益財団法人上廣倫理財団の協力を得て行った。各位に深甚の謝意を表す。

一、櫻田家文書の現地における概要調査は、愛媛大学法文学部日本史研究室教授 寺内 浩と同准教授 胡 光が、愛媛資料ネットの活動の一環として行った。同文書のクリーニング、史料番号貼付、基礎データ採取による目録制作も、愛媛資料ネットの活動の一環として、胡が指導学生等とともに行った。参加者は、和氣坂ハナミ・宇都宮匡児・甲斐未希子・佐藤守・入口楓・松田和也・植田竜一・上村和史・菅野愛・河野千怜・田所春香・大西新平・岡本佑弥・兼折朋香・河村貴裕・山口美香・安西莉湖・高田将太・中原聖歌・山内茜・横井まりである。

一、解説ならびに入力は、平成二五年度愛媛大学法文学部人文系担当学部長 裁量経費「近世大名と家臣団形成に係る基礎的研究」(研究代表者・胡光)によって行った。参加者は、甲斐未希子・佐藤守・入口楓・松田和也・植田竜一・上村和史・河野千怜・田所春香・岡本佑弥・河村貴裕であり、胡が監修した。解説にあたり、闕字、平出、年次・受給関係などの位置は、原本通りに翻刻した。

一、本書の編集は、胡 光が行った。

一、古文書・古記録・書籍の基礎データについて

原則として標題(史料名)、年代、受給関係(作成者・宛所)、形態、員数、備考(内容)、法量、丁・折の項を設けた。標題は、原則として原史料に記載がある場合はこれを採用した「標題」であり、古文書学・史料学に基づいて確定された「史料名」ではない。便宜的に仮題をつけた場合は「」内に記した。情報の伝達を期待された「文書」類については、「書状」の概念を広義に解釈し標題とした。但し、「史料名」を確定できる史料についてはこの限りでない。文書の形態は、堅紙・折紙・一紙・横折・半折・堅帳・横帳などに分類している。綴紐で簡易に結ばれた冊子類でも、紙片が各々独自に機能せず、一冊として史料的作用を果たしているものは「帳」とした。別々の発給者によるものなど、元来独自で機能していたものを綴った史料については、元の史料形態を記すとともに(綴)の表記をした。多様な形態を有する近代文書については、原史料に即した形態表現を採用した。備考には伝来一括状況も記した。書籍の年代の項に記したものは、発行年月日であるが、写や編集、序文などに依拠する場合はそれを註記した。書籍の形態は、袋綴本・大和綴本の場合は特大本・大本・半紙本・中本・小本などの判型を採用し、その他の場合は折本・粘葉装・綴葉装・洋装本などの装丁によって分類した。備考欄にはできる限り奥書・印記・伝世・整理状況などを示す情報を記したが、紙幅の関係上、簡略化したものもある。

一、美術工芸品の基礎データについて

原則として文書に準じる。標題は名称、形態は品質・形状を表す。落款印章や銘は作成者や備考欄に記した。

一、本書の作成にあたって、資料に基づいた表記をとつたため、今日では用いない職業や身分に関する呼称を用いている場合がある。利用者の方々には、史実を知ることによって人権擁護の意識を高められるよう切望し、あわせて本書を正しく利用されるよう希望する。

一、本書の刊行は、平成二五年度愛媛大学法文学部人文系担当学部長裁量経費「近世大名と家臣団形成に係る基礎的研究」(研究代表者・胡光)によって行う。

目次

例言

目次

宇和島藩家老櫻田家文書について

胡 光

： 一頁
： 二頁
： 三頁
： 五頁

二五〇号 「御判物入記」 宝曆三年（一七五三）
一八三号 「櫻田家由緒書」 元禄八年（二六九五）・享保六年（二七二）・明和二年（二七六五）
〇七六号 「櫻田家由緒書」 弘化三年（一八四六）
〇八七号 「伊達宗城公御直書」 弘化五年（一八四八）
二〇四号 「伊達宗城公御直書」 嘉永六年（一八五三）
一一二号 「伊達宗城公御直書写」 嘉永七年（一八五四）
〇八五号 「伊達家公用人書状」 明治二年（一八六九）
二〇五号 「櫻田出雲親興由緒」 明治三年（一八七〇）
二〇六号 「櫻田出雲親興履歴」 明治三年（一八七〇）

宇和島藩家老櫻田家文書目録

宇和島藩家老櫻田家文書翻刻

： 一四頁

一九九号 「櫻田家血脈図」 文政九年（一八二六）

一三二二号 「伊達秀宗公御判物」 慶安二年（一六四九）

一三三三号 「伊達宗利公御判物」 万治元年（一六五八）

一三四四号 「伊達宗贇公御判物」 元禄八年（二六九八）

一三五五号 「伊達宗贇公御判物」 元禄十六年（一七〇三）

一三六六号 「伊達村候公御判物」 寛保元年（二七四一）

一三七七号 「伊達村候公御判物」 寛保三年（二七四三）

一三八八号 「伊達村候公御判物」 寛延三年（二七五〇）

一三九九号 「伊達政徳（村候）公御判物包紙」 寛延三年（二七五〇）

一四〇〇号 「伊達村候公御判物」 宝曆九年（一七五九）

一四〇一号 「伊達宗時公御判物包紙」 宝曆十年（一七六〇）

一四〇二号 「伊達村候公御判物」 宝曆十一年（一七六一）

一四〇三号 「伊達村壽公御判物」 寛政七年（二七九五）

一四〇四号 「伊達村壽公御判物」 文化六年（一八〇九）

一四〇五号 「伊達宗紀公御判物」 文政八年（一八二五）

一四〇六号 「伊達宗城公御判物」 弘化二年（一八四五）

一四〇七号 「伊達宗城公御判物」 弘化二年（一八四五）

一四〇八号 「伊達宗徳公御判物」 安政六年（一八五九）

一四〇九号 「伊達宗徳公御判物」 文久二年（一八六二）

宇和島藩家老櫻田家文書について

胡 光

はじめに

明治維新後、大名(華族)をはじめその旧家臣団の多くは、旧領地を離れることが多く、武家文書が今日まで在地に伝来していることは希である。八つの大名家が治めた伊予国においても、まとまった大名家文書は宇和島伊達家文書、藩庁文書は小松藩会所日記などに限られ、家臣の文書もわずしか知られていない。八藩の研究も、後世の編纂史料や地誌による、或いは庄屋文書を用いた藩政史復元が多く、武家に関する研究は極めて少ないものとなっている。そこで、本研究では所在が確認できた宇和島藩の家老文書を調査するとともに、新たな史料の発見と保存に務め、遅れている近世伊予の武家研究を推進したいと考えている。

一 宇和島藩家老櫻田家

宇和島藩は、伊達政宗の長男、秀宗が慶長十九年(二六一四)大坂冬の陣の後に宇和郡一〇万石を与えられ成立、秀宗は翌年入部し、板島を宇和島と改称した。「由緒書」(一八三号文書)によれば、櫻田家は、片倉小十郎らとともに政宗を支えた重臣であり、秀宗が入部するにあたって、玄蕃元親が侍大将として供奉した。玄蕃の知行高は一七〇〇石、与力分と合わせると一九五〇石の大名であった。政宗が秀宗につけた家臣が一五人あり(高木昭作「宇和島藩」『愛媛県史近世上』)、玄蕃はその一人ということになる。

成立期の宇和島藩政は厳しい状況で、在地土豪の反発、大坂城普請、本家への借金返済と課題は山積していた(高木前掲書)。この藩政運営の中核に櫻田玄蕃がおり、「由緒書」にも大坂城普請の惣奉行として活躍した様子が記されている。

宇和島藩政運営にあたったもう一人の中心人物が山家清兵衛(知行一〇〇〇

石)であった。領民・家臣への負担増と幕府・主君への間に立ち、いかなる対立があったのか、大坂城普請の最中、元和六年(二六二〇)六月三日、秀宗の命で清兵衛は斬殺された。この時の史料は全く残っておらず、関わった人物も全く不明である。ただ、父政宗は自らが付けた家来を無断で処断したことから激怒し、秀宗を勘当し、所領返上まで命じているが、土井利勝のとりなしで収まった。

しかしその後、寛永九年(一六三二)八月、秀宗の正室桂林院(井伊直孝妹)の三回忌法要を櫻田玄蕃が奉行として取り仕切った時、大風にて本堂が飛び、玄蕃は下敷きになり即死した。さらに次々と家臣らに変死したため、清兵衛の怨霊のためと恐れられ、人々の手で祠が建てられた。そして承応二年(一六五三)清兵衛の三三回忌にあたり、藩も公式に和霊神社を建立し、清兵衛を祀り、清兵衛は家臣の讒言による冤罪で罰せられたので鎮魂するという公式見解を発表する。事件後三十年以上が過ぎ、藩主秀宗との確執ではなく、家臣の讒言によるという原因の捏造が行われたのである。その家臣名は明示されていないが、当時の藩政の実権を二分し、横死した櫻田玄蕃であると人々は想像した。

それでは、玄蕃の急死後、櫻田家はどうか。『由緒書』によれば、甥の半右衛門に三〇〇石だけ継がせ、与力も分離独立したという。その後、玄蕃の子親茂が秀宗の政治を代行していた宗時に召し出され、慶安五年(承応元年・一六五二)に新知一〇〇〇石を与えられている。宗時の執政は絶妙である。領民の信仰を背景に、父秀宗を悪くしないよう清兵衛を神として復権し、同時に断絶の危機にあった櫻田家を再興して、藩政の重責をその後も担わせたのである。翌年宗時は病没したため、伊達家二代は弟の宗利が継いだ。櫻田親茂は宗利にも側近く仕え重んじられていたようであり、宗利の命で宗時の姫君を降嫁されている。

以後の櫻田家も家老職として宇和島藩政の中核に在り続け、一二二八石の知行を取った。幕末維新期の難局にも宇和島藩兵を率い、四賢侯として知られる八代藩主宗城から「御直書」も拝領している。

二 櫻田家文書について

宇和島櫻田家は三家に分かれて、大櫻田、中櫻田、小櫻田と呼ばれ、本文書は、親茂の流れをくむ中櫻田家に伝来したものである。家臣個人の家に伝来したものであるため、基本的には私文書に位置付けられる文書群であるが、代々家老職を務めたことから、当文書の内容は櫻田家自身に関わる私的史料群だけでなく、藩政に関わる公的史料群も含まれていることが本文書の特徴である。

私的史料群には、一族が作成したり収集した書画・短冊をはじめ、書籍類があり、江戸く明治時代の上級武家・士族の教養・文化を知ることができる。偽書が多いとされる西郷隆盛揮毫の扁額（二七二号）も、幕末雄藩の家老家伝来と言う由緒や書体・紙質から見て真書の可能性が高い。当群の中で最も重要なのは、櫻田家が最も大切に保管した「御判物」類（二三二〜二五〇号）である。歴代藩主から出された知行宛行状であり、当家の家格を証明する最も重要な文書で、二重の包紙に包まれ桐箱に入れて伝えられた。なお「御判物」とは藩主の花押が捺された公文書を指すが、朱印・黒印が捺されたものと同じ上書きがあるので、ここでは全て「御判物」と呼んでおく。櫻田家が再興された数馬親茂への慶安五年（一六五二）伊達秀宗発給（宗時が代行か）のものを皮切りに、文久二年（一八六二）宗徳から主水親興へ宛てたものまでが揃う。

櫻田家では親茂を初代とし、その父玄蕃元親を始祖と考えていたことが「櫻田家血脈図」（一九九号）からうかがえる。本図は、男性の名前だけでなく、女性も法名が記され、男系だけでなく女系の嫁ぎ先まで含む他に類を見ない壮大な一族系図である。櫻田家以外の研究にも資することができるだろう。

私的史料群と公的史料群の狭間にあるのが「由緒書」（一八三号・七六号）である。櫻田家の由緒を記したものであるが、藩からの要請によって作成・提出したものの写しであって、藩はこれをもって歴史書を編纂したり、藩政改革のなかで藩士の思想的紐帯を図つたものと考えられる。このため、家史だけでなく藩政史への応用も可能である。明治初年の「由緒」（二〇五号）「履歴」（二〇六号）

も何らかの目的で作成・提出しようとしたものと考えられるが、伝来の原本は簡素な「覚」状の写もしくは案文である。しかし、あまり明らかとなっていない戊辰戦争期の宇和島藩の動向が記されている。幕末の在京日記である「御寄京二付諸記」（一九五号）や戊辰戦争従軍日記を含む「公私備忘録」（一八五号）なども私文書でありながら公的史料の性格を持つ重要文書であり、宇和島藩政史のみならず、新しい幕末維新史を展開する可能性を有している。

公的な文書の代表格として、本書には幕末維新期の藩主「御直書」（八七号、二〇四号、一一二号）と側近の「書状」（八五号）を収録した。ペリー来航前後の緊迫した藩の情勢や指揮を委ねられた櫻田家の立場が伝わってくる。他にも珍しい「江戸城御間席絵図」（二七三号）や「宇和島城図」（五一号）「宇和島城下図」（五四号）がある。嘉永七年（一八五四）「請為替銀札通用之図」（五五〜五七号）などは山手方番所を活用した藩財政改革案を図示したものと注目される。

おわりに

本書に収録した宇和島藩家老櫻田家文書は、希少な武家文書として、武家文書特有の構造を良好に残している。このため、当初の想像以上に私文書の中に公的史料が多く含まれており、宇和島藩政史だけでなく、明治維新期の我が国の歴史を復元する上でも重要な文書群であることが判明した。本書では基礎研究として、本文書の概要を目録として収録し、一部の重要文書について翻刻を行った。本書に掲載した文書の分析はもとより、それ以外の文書の解説・分析という応用研究はこれからの課題である。

さらに、所蔵者や関係機関の御理解・御協力によって、本文書を適切に保管し、歴史研究のための公開の便を今後図っていきたい。

宇和島藩家老櫻田家文書目録

史料番号	標題	年代	作成者→宛所	形態	員数	備考	法量 (cm)	丁・折
1	[赤燕図]	—	珍堂 (落款)	紙本着色掛幅装	1 幅	木箱有, 虫損	35.8*43.6	
2	和靈廟三百年祭紀念御真影	—	伊達宗候画, 伊達宗記賛	めくり	1 枚	木箱有	82.2*29.5	
3	村候公御筆牛御画 (箱書)	—	左近衛権少将藤原朝臣伊達福祿寿郎候画 (印)	絹本墨画掛幅装	1 幅	木箱有	39.4*55.0	
4	[寅図]	—	源応挙	紙本印刷掛幅装	1 幅	軸主欠	112.0*41.8	
5	題大阪市図後 (七言絶句)	—	檜谷 (落款)	紙本墨書掛幅装	1 幅	「仁皇天上喜如何, 浪速都令百万家, 当日第停第屋満, 六衛崇厦九霄摩」	132.0*33.6	
6	虫籠		里径 (落款)	絹本着色掛幅装	1 幅		36.0*40.0	
7	[菊図]		栄秋 (落款)	紙本着色掛幅装	1 幅		133.0*33.0	
8	[夜景工場図]	近代		紙本着色掛幅装	1 幅	紐外れ有, 讚「おほきみの美ゆ夜にはゆる波も煙も」	132.2*30.7	
9	[栗図]		珍堂	紙本着色掛幅装	1 幅		59.7*32.0	
10	春山之温蘊		天海学人指珍庵	紙本着色掛幅装	1 幅	軸首欠	119.5*42.0	
11	[大黒天図]	—	大唐国四明天童第一座雪舟筆	紙本墨画掛幅装	1 幅	折あり, 軸首欠	45.5*31.0	
12	[鹿図]	—	桜山 (落款)	紙本着色掛幅装	1 幅		132.0*32.2	
13	[七字書]	—	(読書楽落款)	紙本墨書掛幅装	1 幅	軸ハズレ, 「万卷蔵書宜子弟」	127.0*31.0	
14	[漢詩書]	辛未春日	檜谷句 (落款)	紙本墨書掛幅装	1 幅	軸首欠, 「日輪破碧天常暁, 坤軸轉空人総仙」	32.5*137.0	
15	読騷絶句 (七言絶句)	—	檜谷 (落款)	紙本墨書掛幅装	1 幅	軸首欠, 「香草美人存思深, 文章奇創寫悲沈, 乾坤千古誰知己, 唯有清湘映寸心」	131.0*32.8	
16	[四字書]	—	—	紙本墨書掛幅装	1 幅	「至誠無息」	157.4*36.0	
17	[大根図]	—	賛: 花子 画: 桜子 (落款)	紙本着色掛幅装	1 幅	賛「菜の花をはなれし虻のうなり哉」	121.5*30.7	
18	[犬図]	—	珍堂 (落款)	紙本墨書掛幅装	1 幅		92.5*30.4	
19	[恵比寿図]	—	応挙 (落款)	紙本印刷掛幅装	1 幅	軸主欠	48.0*30.5	
20	[三神名号]	—	左近衛権少将藤原朝臣村候 (落款)	紙本墨書掛幅装	1 幅	「八幅大菩薩 天照皇大神宮 春日大明神」, 紐切	61.5*26.0	
21	[扇面松葉図]		本公 (落款)	淡彩扇面掛幅装	1 幅	軸首欠	23.3*16.5	
22	[松に双鶴図]	近代	麦穂 (落款)	絹本着色掛幅装	1 幅	軸首欠	115*42.0	
23	[尺八]			木製	1 管	袋有	54.5* 経 5.1	
24-0	[紙箱]	近代		紙製	1 箱		37.0*7.0*3.0	
24-1	主婦之友懸賞当選記念	近代		短冊	5 枚		36.5*3.0	
24-2	[漢詩]		竹堂山人	短冊	1 枚	「鶴啼秋露三更月 扉啣深林万壑松」	36.5*3.0	
24-3	[漢詩]		竹堂山人	短冊	1 枚	「一声老鶴月竹聽 萬里秋濤天外來」	36.5*3.0	
24-4	[五字書]		竹堂山人	短冊	1 枚	「松竹水声潔」	36.5*3.0	
24-5	[俳句]		竹堂山人	短冊	1 枚	「丹天降福千水の季」	36.5*3.0	
24-6	[俳句]		木国	短冊	1 枚	「烈風にかかりを持ちいてまつり哉」	36.5*3.0	
24-7	[俳句]		櫻山	短冊	1 枚	「舟の行く春の海あり松の間」	36.5*3.0	
24-8	[俳句]		櫻山	短冊	1 枚	「松山や藻刈りの舟もかかりたる」	36.5*3.0	
24-9	[犬蟻図]			短冊	1 枚		36.5*3.0	
24-10	[螢図]			短冊	1 枚		36.5*3.0	
25	襲爵披露記念	近代		紙筒	1 枚	紙筒のみ	47.0*5.1	
26	[鳳凰図]	明治 40.1.1	大阪和泉町改進堂印刷所作版印刷	カラ一印刷	1 枚	「大阪朝日新聞 第八千九百二号付録」	61.0*30.0	

史料番号	標題	年代	作成者→宛所	形態	員数	備考	法量 (cm)	丁・折
27	[賞状]	昭和 41.6.21	大阪市旭区学校保健協議会長吉川美枝子→桜田弓子	賞状	1 枚		39.4*27.0	
28	[美人図]	明治 37.1. 1	大阪森川印刷所印刷	カラ一印刷	1 枚	「大阪朝日新聞 第七千八百五拾六号付録」[勝春章(印)]	63.0*30.0	
29	[声明文]	[昭和 13]	王克敏(落款)	印刷	1 枚	「建設東亜新秩序」	77.5*29.6	
30	[七字禪語]	—	請国守建立権大教師祖門(落款)	めくり	1 枚	「千江有水千江月」	134.6*34.0	
31	[鮎図]	—	—	一紙	1 通	—	44.0*70.0	
32	[七言絶句]	—	—	めくり	1 枚	「遠上寒山石径斜, 白雲生處有人家, 車停坐愛楓林晚, 霜葉於二月花紅」, 「保雅」「夢区」落款あり	130.0*35.0	
33	業精於勤	—	古臨漢路主権	めくり	1 枚	落款ニヶ所あり	34.5*81.5	
34	[海月清風図]	—	天海学人指珍庵	めくり	1 枚		118.0*46.9	
35	[七言絶句]	—	(落款)	めくり	1 枚	「八旬余歳玉壺究, 真珠清光和島鮮, 輝煥幡森王母栖, 帰憐櫻氏一婦傑」。落款「威若風霜息□□□」「搞遣補闕」「□而台」	98.0*34.5	
36	国士無双	—	鐵庵(落款)	一紙	1 通		95.0*36.2	
37	後出師表	—	岳飛	拓本めくり	2 枚	推定	133.0*30.0	
38	後出師表	—	岳飛	拓本めくり	2 枚		133.3*30.0	
39	協心戦力忘私奉公	近代	—	一紙	1 通	破損有	33.0*24.0	
40	唐書夜泊詩	—	文天祥	拓本めくり	1 通		110.0*63.5	
41	[琢堂先生画帖]	—	—	折本	1 帖	41号より箱入り。41～45号一括	28.8*17.4	28
42	琢堂先生画帖二	—	—	折本	1 帖		28.8*17.4	26
43	[七言絶句]	—	—	印刷めくり	1 枚	「盡日尋春々未到, 芒鞋踏遍瀾頭雲, 帰来過梅花之下, 春在枝頭已十分」	32.4*24.0	
44	[七言絶句]	—	—	印刷めくり	1 枚	同上	32.4*24.0	
45	[七言絶句]	—	—	印刷めくり	1 枚	同上	32.4*24.0	
46	腰物手入道具(包紙)	—	—	打粉	3 本	包紙有	14.0*5.0	
47	銀札通用一覽	安政 2.4.	櫻田氏	一紙	1 通	「諸為替銀札通用之図」「銀札通用道」包紙有	32.5*42.4	
48	鷹揚録拔書一帖・同究図陣取一枚・同究図陰脇備一枚	—	—	包紙	1 枚		22.0*14.0	
49	[垂墨利加人船図]	—	—	縦帳	1 冊		26.5*19.0	7
50	[垂墨利加人船図]	—	—	縦帳端紙	1 枚		26.5*19.0	
51	御城御矢倉数覚	延享 5.	—	絵図	1 鋪		51.1*63.2	
52	文政元戊寅十月十四日銀札引替被仰出控并先年より銀札通用の次第荒増記之	—	櫻田親敬控	小横帳	1 冊		19.0*13.1	30
53	[式典見取図]	—	—	一紙	1 通	垂墨利加船関係	28.1*40.5	
54	宇城図面	明治 41.	—	絵図	1 鋪	宇和島城下図	63.0*77.9	
55	[請為替銀札通用之図]	—	—	一紙	1 通	御山手方深浦御番所からの流通図	28.5*37.0	
56	[請為替銀札通用之図]	嘉永 7. 夏.	—	一紙	1 通		27.8*39.0	
57	[請為替銀札通用之図]	—	—	一紙	1 通	「御轉法前銀札通用」	15.2*21.2	
58	年代記	—	—	折本	1 帖	永正 3 年～明治 41 年	13.2*6.0	5
59	同年中正銀引替	—	—	一紙	1 通		14.0*10.2	
60	[桂正芳住所]	—	—	一紙	1 通		12.0*6.4	

史料番号	標題	年代	作成者→宛所	形態	員数	備考	法量 (cm)	丁・折
61	開花三十六会席久保町梅茶	明治 10.1.	豊原国周	多色木版	1 枚		35.0*23.8	
62	開花三十六会席新富町躍金楼	明治 11.1.	豊原国周	多色木版	1 枚		36.2*23.8	
63	[開花三十六会席]	—	—	多色木版	1 枚		37.2*27.4	
64	略系譜	—	—	折本	1 帖	宇和島伊達家	13.8*7.8	38
65	年中御行事書抜	—	—	折本	1 帖		13.4*8.5	20
66	海防私策 (写)	嘉永 2.8.	板倉勝明 (安中侯) → 關老福山侯下執事	コピー	2 冊	附部分コピー 8 枚, 大村書状解説 1 枚	25.5*17.5	
67	[四字書]	—	秀峰書 (落款)	めくり	1 枚	「翔龍起雲」	34.4*112.4	6
68	[三字書]	—	秀峰頭 (落款)	めくり	1 枚	「龍從雲」	27.8*58.4	
69	[四字書]	—	秀峰頭 (落款)	めくり	1 枚	「万古清風」	27.2*66.2	
70	櫻田数馬親茂関係図	[現代]	—	印刷紙	1 通	妙典寺埋葬者名。A4判	29.8*21.0	
71	兎の耳	昭和 63.2.8	神津陽	コピー	1 通	和靈騒動考察本の書評。愛媛新聞切抜写。下欠	12.4*18.1	
72	中櫻田家外型配置図	[現代]	榎丸之内石材流通センター	コピー	1 通	墓所修理図面	25.8*36.2	
73	明暦元年由緒書上	[現代]	—	コピー	2 枚	24・25, 124・125 頁。B4判	25.8*36.2	
74	独眼竜政宗と私の先祖	[現代]	桜田久	コピー	1 通	日刊宇和島日日新聞切抜写。B4判	25.8*36.2	
75	津嶋組内 (てへんに介) 検地一宇控	文政 4.	桜田親敬	小横帳	1 冊	「文政二巳卯ヨリ同四辛巳迄」表記あり	13.5*19.5	124
76	弘化三丙年三月由緒書	弘化 3.3.	桜田数馬 (印) → 望月助兵衛殿, 大和國主殿殿	小横帳	1 冊	—	14.0*19.0	52
77	[禁令]	元治 1.11.	—	一紙 2 枚継	1 通	御所周辺での事件 (禁門の変) に関する禁令	17.0*92.0	
78	[和歌]	—	藤原村寿	竪紙	1 冊	長田某への祝賀「つるかめの 千代よろつ代の 壽きも かくたもてる 老人そこれ」包紙有	33.0*45.0	
79	[書状]	嘉永 7.1.15	御朱印一銃頭	一紙	1 通	銃卒の熟練について, 包紙有	44.0*30.3	
80	[覚]	—	—	一紙 2 枚継	1 通	「十八日を以攻懸り可被申候」, 軍令に向けて宛てたもの	15.4*34.8	
81	箱館出兵津軽応接被仰付難所出兵各仕候付	12.12	御名公用人 大西登一弁事御役所	一紙 3 枚継	1 通	「大村益次郎」, 戊辰戦争の際蒸気船借り受け失敗の件	14.8*74.8	
82	御直書 後隊長職掌	嘉永 7.1.15	—	一紙	1 通	二重の包紙有	34.0*46.9	
83	御下知状覚	元治 1.10.	岡崎守, 豊後守, 美濃守, 備前守, 和泉守	一紙 15 枚継	1 通	軍規に関する下知, 包紙有	29.2*477.9	
84	郷土誌資料 年表ノ部	—	—	竪紙	1 冊	表紙異筆「謹呈桜田氏」	24.4*16.0	80
85	葵衆より被相渡候御書付写	—	—	一紙 2 枚継	1 通	長防征伐について	16.2*54.6	
86	夷船渡来心得方大概式通	嘉永 7.2.1	—	包紙	1 枚	「御直書写」	18.4*27.4	
87	宗城公御直書	弘化 5.2.1	(花押) → 数馬殿	一紙	1 通	包紙有	15.2*23.0	
88	不易流五等銃隊規則巻帳御直書写控	—	—	包紙	1 枚	—	32.2*26.2	
88-1	不易流五等銃隊規則	—	—	竪紙	1 冊	銃隊規則についての絵図, 「廻放」, 「横矢」, 「導引」	21.6*14.2	3
88-2	御直書写	—	—	一紙	1 通	銃隊規則について, 包紙有	15.8*38.0	
89	[伊達公伝]	—	—	竪帳	1 冊	政宗より宗判の代までを編年で記す, 表紙判有	28.2*19.0	29
90	愚意書附	—	—	竪紙	1 冊	「近年夷賊共横行及振舞」の書き出し	26.8*19.0	10
91	薩州島津和泉上京近衛殿下追奉上浪士告意書	文久 2.4.16	—	竪紙	1 冊	—	28.2*19.4	8
92	戸籍表	明治 5.2.	士族 桜田栄次郎	竪紙	1 冊	92 ~ 108 こより一括, 「伊豫國宇和郡堀端通 五百三拾三番屋浦 士族桜田栄次郎 乙丑年八」, 「人員七 内男四人 女三人」	24.8*17.4	4
93	仮囲之義二付願	明治 9.3.2	戸長 山下伝蔵	罫紙半折	1 冊	朱筆「聴届之事 三月十七日 (判)」	19.0*26.5	

史料番号	標題	年代	作成者→宛所	形態	員数	備考	法量 (cm)	丁・折
94	御書立	—	→桜田栄次郎	一紙	1 通	父出雲執政不行届に付相続	16.8*51.6	
95	所有財産之調査	明治 10.2.21	有馬政 (印) →桜田栄次郎	一紙	1 通	引越しのため建家・船・器械・衣類の金額調査	28.0*39.2	
96	借券	.9.	龍華山 執事 (印)	一紙	1 通	「孟子官板大全七巻」, 「大学或問二券」	17.2*24.6	
97	所有財産之調査	明治 10.2.21	有馬政 (印) →桜田栄次郎	一紙	1 通	裏書「愛媛県北宇和郡堀端通三十三番士族櫻田親光右幼少二付後見櫻田梅軒」	28.2*39.1	
98	引越之義二付届	[明治 10.]	士族 桜田栄次郎, 後見 有馬政 →戸長	一紙	1 通	—	24.4*33.4	
99	奉願口上覚	.11.	栗田さを (印) →岡村代渡右衛門殿, 久本晋次殿, 房方保戸部殿	一紙	1 通	養子取組の奉願口上	27.8*38.0	
100	[覚]	.9.30	事務所→桜田栄次郎殿	一紙	1 通	「父梅軒 四男桜田佐平太 五男虎雄」双子の戸籍表記載の事	27.0*37.0	
101	近親附	—	栗田さを	一紙	1 通	包紙有	15.2*18.4	
102	漁舟御検査願	明治 9.7.10	桜田栄次郎 (印) →愛媛県権令 岩村高俊	一紙	1 通	奥書有	28.5*38.0	
103	養子之儀二付願	明治 10.11.13	士族櫻田栄次郎 (印) ほか四名 →愛媛県権令岩村高俊殿	豎紙	1 冊	「第廿区壱区宇和郡堀端通恰当地士族櫻田栄次郎」	29.3*19.5	2
104	奉願口上覚	.2.7	桜田栄次郎→公用局御中	一紙	1 通	付箋付, 包紙有	16.0*41.0	
105	[書状]	.18	→出雲殿	一紙	1 通	出仕にて評儀致すべきこと, 包紙有	16.8*27.6	
106	獵銃讀受領	—	譲渡人桜田栄次郎 (印), 譲渡人池田豊次郎 (印)	一紙	1 通	—	25.4*38.4	
107	鑑建切網営業之義二付願控	—	士族桜田栄次郎 (印) →愛媛県権令岩村高俊殿	一紙	1 通	—	28.8*37.8	
108	相続之義二付届	明治 10.	士族志賀熊一郎→戸長御中	一紙	1 通	—	24.0*33.1	
109	[書状]	.7.12	(柳沢伊信花押) →[桜田伊勢殿御宿所]	豎紙	1 通	入来の謝礼, 端裏「桜田伊勢殿御宿所 伊信」	39.2*50.6	
110	御軍令	元治元 .10.	御黒院	一紙 7 枚継	1 通	幕長戦争における軍令写	29.1*235.4	
111	[書状]	.3.1	(宗城花押) →数馬殿	一紙 2 枚継	1 通	二重包紙, 本包紙「数馬殿」, 新包紙「宗城公尊書 親明」, 練兵検閲に付き贈与の事	15.0*26.0	
112	御直書写	嘉永 7.2.1	—	一紙 7 枚継	1 通	包紙有, 包紙「夷船渡来心得方概 嘉甲寅仲春朔日佐渡へ密参」, 夷船渡来の際の心得十ヶ条	15.5*219.0	
113	[包紙]	—	→桜田梅軒殿	包紙	1 枚	114 ~ 136 の包紙	35.2*33.4	
114	[絵図等借用書]	明治 31.4.21	不川顕賢	一紙	1 通	知行帳, 御陣絵図, 宇和島市街図等	24.0*12.0	
115	[書状]	—	藩庁→中井九郎	一紙 2 枚継	1 通	桜田梅軒の蝨居申しつけ許可について	17.5*38.4	
116	老公御直書	—	—	包紙	1 枚	117 ~ 136 を一括する包紙	24.8*31.4	
117	口上書草案	—	—	包紙	1 枚	118 と 119 を一括	20.4*14.0	
118	奉願口上覚	.6.12	桜田兵庫, 中井九郎左衛門→伝事御中	一紙 2 枚継	1 通	桜田家の家督相続, それに伴う知行・屋敷の返上について	16.0*99.0	
119	[覚]	—	—	一紙	1 通	家督相続した栄次郎が幼年のため, その対応についての覚	17.0*34.0	
120	旨趣書	—	—	包紙	1 枚	121 ~ 124 を一括	20.2*23.2	
121	[覚]	—	—	一紙 3 枚継	1 通	銀行とのかけあいと家計の問題について	15.8*106.0	
122	[書状]	.2.	→桜田梅軒殿	一紙 2 枚継	1 通	桜田岡三郎所有金の監督移譲依頼	14.5*50.4	
123	[書状]	.3.9	鑑淵館詰合 十郎→桜田梅軒様	一紙	1 通	剛三郎近親の主意書を伝えたことについて	15.4*32.9	
124	[書状]	—	—	一紙 2 枚継	1 通	秩禄処分への不満	18.0*13.4	
125	[書状]	—	—	一紙	1 通	包紙有「再答」。近親者へ心添えすべき事。	15.6*20.2	

史料番号	標題	年代	作成者→宛所	形態	員数	備考	法量 (cm)	丁・折
126	[書状]	3.5	→桜田梅軒殿	一紙	1 通	桜田岡三郎所有金など財産引き渡しについて	15.3*54.2	
127	[書状]	5.6	桑駿河→櫻田栄次郎殿	折紙	1 枚	名代を遣わずように願う書状	30.0*45.0	
128	[書状]	11.30	→梅軒殿	一紙	1 通	当県士族会社設立について	14.9*71.2	
129	[包紙]	—	→梅軒殿	包紙	1 枚	中に白紙の包紙有	24.4*16.2	
130	御直書外書状類 拾八通	—	—	包紙	1 枚	標題朱書, 131 ~ 136 を一括	21.0*27.5	
131	御書立	文久 2.8.27	—	一紙	1 通	台場の埋め立てについて	16.0*34.5	
132	[覚]	明治 1..	—	一紙	1 通	伊達宗城が仙台城へ親典慰問を送ったことについて	27.5*20.4	
133	[書状]	—	桜田主水	一紙 2 枚継	1 通	亡父桜田数馬の勧めで 1228 石を下賜するという内容	16.8*38.0	
134	[書状]	—	—	一紙	1 通	日振島に台場を建造する際の指揮を執るようという書状	16.0*24.0	
135	[名前書上]	—	—	一紙	1 通	「伊達陸奥慶邦」, 「同左京宗敦」	19.0*24.0	
136	[書状]	12.13	→桜田出雲とのへ	一紙 2 枚継	1 通	宗敦が謹慎し仙台へ向かうにあたり国事をどうするか議談	18.0*48.0	
137	由緒	—	基親六代桜田数馬平親仙	一紙	1 通	桜田家の由緒について	16.3*34.5	
138	[書状]	10.4	宗敦→桜田出雲殿	一紙 3 枚継	1 通	出雲の謹慎に加え宗敦等親子にも謹慎が仰せつけられた事	16.5*135.5	
139	[書状]	15	大條拜→桜田老君	一紙 2 枚継	1 通	昨夜の礼と御所への出向願	15.8*68.5	
140	[書状]	1.19	神尾帯刀→桜田出雲様	一紙 3 枚継	1 通	罰金五万両と蟄居の件につき議定のこと	131.0*14.6	
141	夷船渡来心得方大概一包	嘉永 7.4.16	桜田大助	一紙	1 通	虫損有	15.4*32.0	
142	[書状]	2.6	熊谷→桜田様拝復	一紙 2 枚継	1 通	ラッコ献上について今井・都築氏への仲介の件	19.0*68.0	
143	[包紙]	—	—	包紙	1 枚	144 ~ 171 を一括	—	
144	[伝記]	—	—	縦紙	1 冊	親興の伝記, 弘化 4 年 11 月 ~ 明治 3 年 1 月までの期間	24.4*17.2	
145	[包紙]	—	—	包紙	1 枚	「親類附」, 146 ~ 149 を一括	25.0*34.7	
146	[仰出]	—	→桜田出雲	一紙	1 通	洋船の借入遅延により職務召し上げ, 蟄居を仰せつけられる事	15.2*30.0	
147	親類附	—	芝晴之介	一紙	1 通	親類書上げ	15.3*39.9	
148	親類附	—	芝晴之介	一紙	1 通	志賀頼母・桜田大炊以下・甥・子・弟・従弟等の親族全 15 名	15.2*45.1	
149	[職務召上蟄居仰出]	4.	桜田出雲	一紙	1 通	洋船貸入不調で一月差し置かれ不埒の至りである事	15.3*34.1	
150	[包紙]	12.19	桜田大助→桜田出雲様 在京八丁堀伊達様御屋敷内	包紙	1 通	「急ぎ」	37.2*28.9	
151	家録奉還之儀二附願	明治 31.6.	桜田梅軒→大蔵大臣伯爵井上馨殿	縦帳	1 冊	桜田親光幼少につき後見人桜田梅軒, 計算表添付 (18.6*27.7)	27.4*19.6	2
152	御直書	11.2	—	一紙 2 枚継	1 通	攘夷決定につき勅使東下及びその他の形勢について	16.1*46.9	
153	[包紙]	—	—	包紙	1 枚	—	21.5*28.0	
154	口述	28	→梅軒殿	一紙	1 通	写真拝借御願いの事について	16.0*50.5	
155	[覚]	—	—	一紙	1 通	再出されたく御工面御願いの事	16.0*12.3	
156	御下向之時親明公御意見書	嘉永 6..	—	包紙	1 枚	—	28.1*21.0	
157	[書状]	8.	桜田数馬	一紙 3 枚継	1 通	外国との交易, 国防についての情勢の事	15.3*101.0	
158	[書状]	—	—	一紙 4 枚継	1 通	海防設備と引き替えに献上物免除の願上	15.0*131.9	
159	要用書 平安	4.11	桜田親義→桜田御兄上様	包紙	1 枚	—	23.8*33.1	
160	追啓	4.11	親義拙弟敬拜→桜田尊兄師席皮下	一紙	1 通	米貳拾俵不足分は後便にて差上げること	15.7*24.8	
161	[書状]	4.11	桜田親義百拜→桜田御兄上様	一紙 3 枚継	1 通	御尚親様へ献納米料のため金三十七両為替の事, 「旧藩」	15.6*165.4	
162	[書状]	—	桜田親義百拜→桜田尊兄閣下	一紙 4 枚継	1 通	米十五俵献納を願う事	15.8*172.0	

史料番号	標題	年代	作成者→宛所	形態	員数	備考	法量 (cm)	丁・折
163	[親興年表]	—	—	一紙	1通	天保六年出生から慶応四年帰府（東京行幸に随行）まで	16.0*152.5	
164	[書状]	—	[桜田梅軒]	一紙	1通	金銭不調に付上申書	15.8*282.0	
165	[覚]	—	—	一紙2枚継	1通	涼山様御子様千様秀泉様寵愛につき御尊父様御所御境内に御埋葬申し伝えの事	15.6*42.0	
166	今大路民部権少輔演舌主意	文久 2.11.1	—	一紙2枚継	1通	包紙有、包紙「讓堂様御目書」、時世容易ならず自国防御のため勝手帰国の件	16.6*50.0	
167	[書状]	.8	大停拝→桜田老大君	一紙2枚継	1通	昨日の願いについて	16.0*61.0	
168	[書状]	.7.26	海心→梅軒殿	一紙	1通	「舎兄」の切迫した状況に対する配慮について	16.5*22.0	
169	[書状]	.1.12	真田貫矩→櫻田賢大夫	一紙3枚継	1通	新年の祝辞と日頃の厚意に対する感謝	18.0*99.0	
170	[櫻田出雲動向]	—	—	一紙3枚継	1通	桜田親興（出雲）の天保6年～慶応4年までの動向	15.5*171.0	
171	[覚]	—	—	一紙3枚継	1通	桜田親興の弘化から慶応までの動向	16.0*142.0	
172	仰出	寛政 3.2. 寛政 .9.6	—	小横帳	1冊		14.1*20.2	23
173	家事雑集附録	—	櫻田親明	小横帳	1冊	法事で使用する品々の定め等、11丁目に紙が挟まっている	15.2*20.3	90
174	[覚]	安政 2.12.31	—	横帳	1冊	「サクラ」朱印有、米や胡麻・大豆の所蔵量について	12.5*35.0	7
175	御旅中御供の筋心得向	—	—	小横帳	1冊	175-1が6丁目と7丁目の間に挟み込み	9.3*20.2	30
175-II	[江戸火消持場書上]	—	—	一紙	1通	江戸での大名火消しの持ち場、「大手組」・「桜田組」	15.2*25.2	
176	日本洋手帳	大正 8..	横濱馬車道文壽堂	手帳	1冊	大正8年1月の支出簿、ホテル6軒分の住所、使用料の覚、桜田家代々の家系図の覚	12.2*7.0	
177	御定目口録其外御沙汰等達	—	—	中本	1冊	義理忠孝の心得・旅行の心得等	18.2*12.5	45
178	郷土誌資料	—	—	縦帳	1冊	表紙「謹呈桜田氏資料ヲ与ヘラレタルヲ謝ス」、騰写版	19.1*11.4	98
179	大頭心得 大頭見合可相ヶ條書留	文政 11..	櫻田親敬	小横帳	1冊	「文政十一戊子 初秋」	18.0*12.4	102
180	御城絵図御矢倉其外名付	安政 2.4..	桜田親明	包紙	1枚	181と182の包紙	16.1*23.9	
181	鷹揚録究圖 陰脇	—	—	絵図	1鋪	—	60.1*40.9	
182	鷹揚録究図 陣取	—	—	絵図	1鋪	—	46.2*47.5	
183-0	[包紙]	明和 2..	桜田数馬印判→大和田隼人殿、岡野助左衛門殿	包紙	1枚	183の包紙	—	
183	由緒書	元禄 8. 享保 6.	(元禄) 桜田数馬→小笠原三左衛門殿、鈴木治大夫殿 (享保) 桜田作之助→鈴木治大夫殿、梶田又兵衛殿	横帳	1冊	付け札有、巻末「別紙 各元書」	14.0*19.5	24
184	一家之事書抜	—	桜田親明	横帳	1冊	印有、文政3年～弘化二年まで	19.3*13.6	118
185	公私備忘筆記	[明治].	—	小本	1冊	印有、明治元年6月29日～明治16年6月23日まで	13.8*9.1	122
186	一家之事書抜	—	桜田親敬	横帳	1冊	寛文8年～文政2年まで	19.5*13.5	169
187	口上扣	2.14	不破弘平→櫻田数馬様御取次	横折	1通	国家大害につき御台所へ参上した事について	28.4*40.3	
188	公室御近親御縁家略記	天保 8..	櫻田親明	小横帳	1冊	公室御近親御縁家の系図、「從三位中納言兼陸奥守」・「井伊家」・「越後家」等	14.0*19.4	29
189	[包紙]	—	—	包紙	1枚	190～193を一括、「別紙」	24.4*33.8	
190	[書状]	2.14	伊達侍従内木原半兵衛→弁事御役所	一紙3枚継	1通	箱館出兵・津軽応接に出兵不仕・御尋、大村益次郎指図の蒸籠借入破談につき桜田出雲謹慎の件	15.5*69.9	
191	[書状]	—	→山田七右衛門	一紙2枚継	1通	洋籠借入不調、一ヶ月遅延、桜田出雲謹慎の件	16.5*52.0	
192	[仰付]	—	—	一紙2枚継	1通	櫻田出雲洋船借入不調を不届につき蟄居を仰付の事	16.7*71.1	
193	[書状]	.23	十真→出雲様	一紙3枚継	1通	中納言着参の節、屋敷、御供の引移に対するお礼、包紙有	16.0*93.5	

史料番号	標題	年代	作成者→宛所	形態	員数	備考	法量 (cm)	丁・折
194	被 仰出書抜	享保 20.11.	—	横帳	1 冊	享保 20 年 11 月～延享 2 年 3 月まで、「年号元文与改元」	22.2*14.2	76
195	御寄京二付諸記	文久 2.10.	—	横帳	1 冊	10 月 19 日～11 月 2 日までの京での諸記録	14.2*38.6	5
196	由緒書	文化 5.	桜田数馬→吉見長左衛門殿, 大和田筑後殿	横帳	1 冊	桜田数馬自身の由緒書	14.2*20.2	34
197	[諸書]	—	—	横帳	1 冊	「家督相続之事」, 「閉門逼塞遠慮」, 「刑罰之事」等, 朱筆有	6.9*13.2	93
198	[金銭書上]	天保 3.8.	桜田親明	小横帳	1 冊	表記「京都南都大坂御館入中其外並御借物惣元銀覚」・「江戸馬喰町御代官貸付年賦金」	14.5*19.8	27
199	[桜田家系図]	文政 9..	桜田数馬平親敬	絵図	1 鋪	4 枚継はずれ	54.4*79.4	
200	[桜田家系図]	—	—	絵図	1 鋪	断簡。桜田数馬平親茂から 4 代分	28.0*26.8	
201	村候公安永二癸巳ヨリ寛政六甲寅迄記録書抜	—	桜田親敬	小横帳	1 冊		14.4*18.6	90
202	握機方陣図二添 御直書巻通	—	—	包紙	1 通	203～204 を包む	32.0*19.0	
203	[包紙]	弘化 5.3.1	—	包紙	1 枚	204 の包紙	27.8*38.0	
204	[御直書]	癸丑 (嘉永 6) .12.	(宗城花押)	切紙	1 通	握機方陣図により隊列配置命令	18.2*19.2	
205	[親興履歴書]	—	—	罫紙横折	1 通	天保 6 年 3 月 3 日～慶応 4 年 2 月。松山征討記事有り	27.4*38.2	
206	[親興履歴書]	—	—	罫紙横折	1 通	205 の続き。塾居謹慎記事有り	27.2*38.2	
207	[包紙]	—	—	包紙	1 枚	208～209 の包紙, 「天朝并御総督被仰出候御書付写三通」	25.0*33.8	
208	御直書写	—	—	一紙 3 枚継	1 通	夷船渡来の際の直書	14.6*92.2	
209	[覚]	—	—	一紙	1 通	御直書写し, 出張の際守衛外に老中若年頭は臨時の儀に取計ること, 208 の付礼か	14.6*8.3	
210	[書状]	.1.5	笠原十吉→桜田出雲	一紙 2 枚継	1 通	勤務が万端であることについて	19.0*89.0	
211	[包紙]	—	桜田栄次郎	包紙	1 枚	212～214 を一括, 表記「譜代之者帰農之願」	24.5*16.0	
212	[覚]	—	—	一紙	1 通	「四月廿五日裁評名代今泉へ頼ム」	12.6*4.3	
213	[書状]	—	—	一紙	1 通	当人民事掛りへ窺出ようにとの事	17.0*17.0	
214	[書状]	.2.	桜田栄次郎→廳掌御中	一紙	1 通	譜代の竜鼻定次郎が帰農したいという願について, 付紙有	12.7*44.5	
215	[書状]	.2.15	伊達殿五郎 (花押) →桜田出雲様	折紙	1 通	予州様初拜謁のお礼に袴贈答の事	36.8*47.9	
216	[包紙]	—	→栄次郎	包紙	1 枚	「金四百五拾五両」, 中に小判包み有	15.2*43.5	
217	[伝記]	—	—	一紙 5 枚継	1 通	天保期以降の桜田親興と桜田親之の動向についての伝記	16.1*283.7	
218	枝華葉図	—	妙心寺本山館主幽善大僧正眞筆 (落款)	扇	1 面	「枝華葉国春 甲辰夏写 三生波」落款	25.5*41.5	
219	[燕図]	—	溪水 (落款)	扇	1 面	—	27.1*45.4	
220	[松に雪山図扇]	—	溪水 (落款)	扇	1 面	41～220 を中性紙箱 1 に収む	27.0*44.0	
221-1	翹楚簫 陽	天保 8.10.	桜田数馬平親敬	半紙本	1 冊	朱印「櫻田氏之蔵書」	23.5*16.7	67
221-2	翹楚簫 陰	—	桜田数馬平親敬	半紙本	1 冊	朱印「櫻田氏之蔵書」	23.6*16.7	55
222	肝要工夫録	文化 9.9.	鶴殿長快	半紙本	1 冊	朱印「櫻田氏之蔵書」, 「学問之事」等全 20 条	24.0*16.5	64
223	[倭板小学]	天保 3..	—	大本	1 冊	京師書林二條衣棚角風月荘左衛門他三名	26.0*18.5	2
224	落穂集	天保 7.10.	大道寺友山	半紙本	4 冊	朱印「櫻田氏之蔵書」, 奥書「桜田数馬平親敬」, 全 9 巻, 3・4 巻欠	24.1*16.2	仁 99, 礼 84, 智 98, 信 111
225	北槎聞略	寛政 6.8.	臣国端	半紙本	5 冊	全 11 巻	24.0*16.0	129, 127, 103, 85, 149

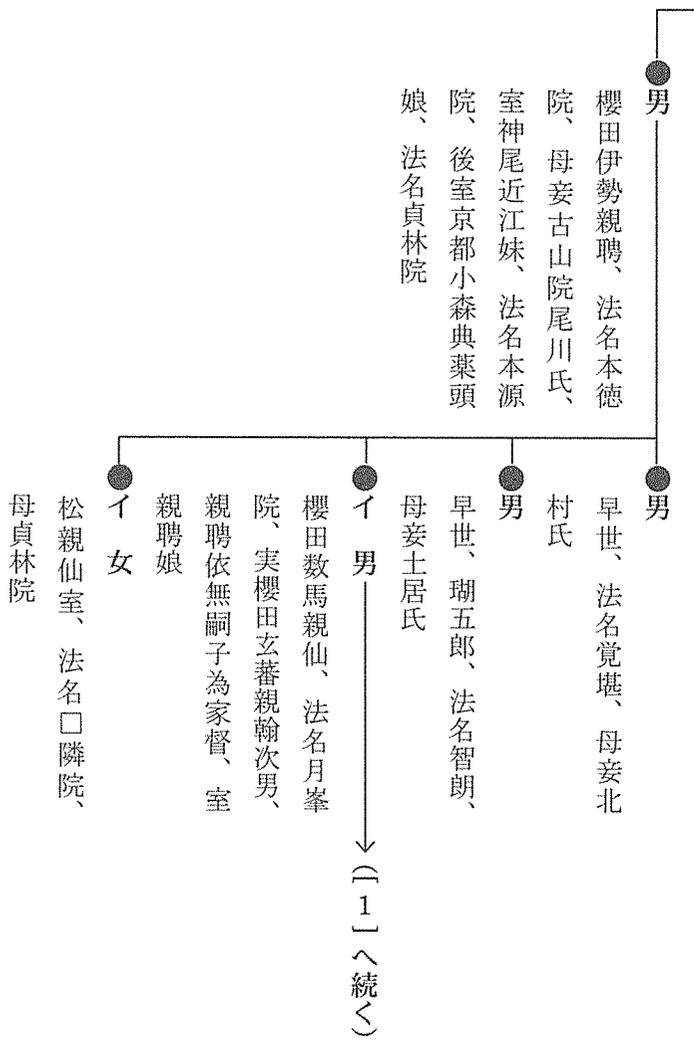
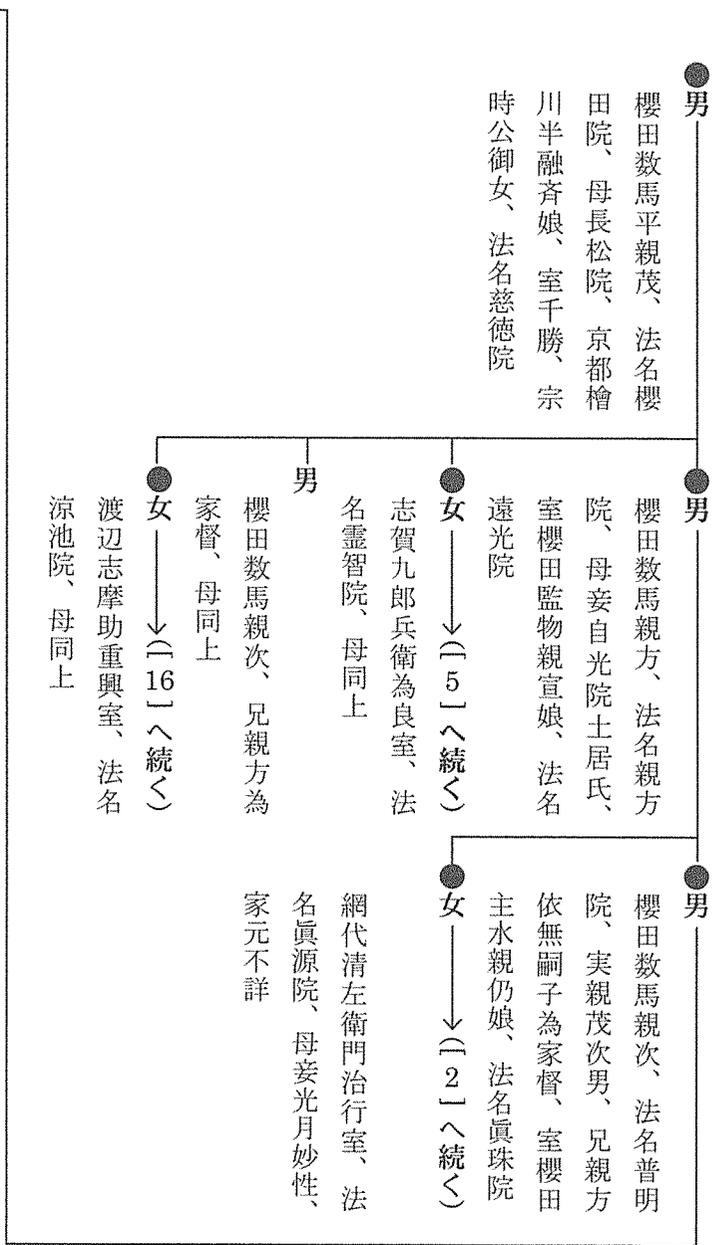
史料番号	標題	年代	作成者→宛所	形態	員数	備考	法量 (cm)	丁・折
226	増補大広益会玉篇	—	—	半紙本	9冊	全8巻, 2巻・7巻・9巻欠, 朱印「桜田氏蔵書」	21.2*15.3	檢字 23, 卷一之二 36, 卷三 73, 卷四本 49, 卷四末 77, 卷五 61, 卷六 97, 卷八 80, 卷十 56
227	名語集全	天保 6.11.	櫻田数馬平親敬	半紙本	1冊	朱印「櫻田氏之蔵書」	24.5*16.5	33
228	女重宝記	弘化 4.1.	編輯高井蘭山著, 書圖鷹為榮女筆	大本	1冊	桜の形の蔵書印有	25.5*19.0	71
229	盛長私記抜書	天保 8.4.	桜田数馬平親敬	半紙本	1冊	蔵書印「櫻田氏之蔵書」, 奥書「戊子夏五月 杉浦景健」	24.0*11.5	75
230	本佐録 全	天保 6.10.	桜田数馬平親敬	半紙本	1冊	蔵書印「櫻田氏之蔵書」, 「干時慶長十七壬子年猛春 正信判」	24.0*11.5	52
231	北槎聞略	[昭和].	—	原稿用紙	61枚	万年筆での記述, 本奥書「寛政六年甲寅八月臣国端謹識」	22.5*29.5	
232	秀宗公御判物	慶安 5.6.6	(伊達秀宗黒印) → 櫻田数馬殿	豎紙	1通	二重包紙, 外包紙「秀宗公御判物」, 内包紙「御印判一通」, 高十石の知行宛行状, 黒印有	36.4*45.8	
233	宗利公御判物	万治 1.15	(伊達宗利黒印) → 櫻田数馬殿	豎紙	1通	二重包紙, 外包紙「秀利公御判物」, 内包紙「御印判壹通」, 千石の知行宛行状, 黒印有	41.0*57.0	
234	宗賛公御判物	元禄 8.8.13	伊達宗昭 (黒印) → 桜田数馬殿	豎紙	1通	二重包紙, 外包紙「初代桜田数馬親茂頂戴」, 内包紙「桜田数馬殿」, 知行千石宛行, 黒印有	31.5*43.5	
235	宗賛公御判物	元禄 16.6.15	伊達宗昭 (黒印) → 桜田舎人殿	豎紙	1通	二重包紙, 外包紙「二代桜田数馬親方頂戴」, 内包紙「桜田舎人殿」, 父隠居による家督相続, 知行千石宛行, 黒印有	32.0*45.1	
236	村候公御判物	寛保 1.10.12	伊達村候 (花押) → 桜田数馬とのへ	豎紙	1通	二重包紙, 外包紙「四代桜田数馬親聘頂戴」, 内包紙「桜田数馬とのへ」, 五百石の知行宛行	32.5*45.2	
237	村候公御判物	寛保 3.8.13	伊達村候 (花押) → 桜田数馬とのへ	豎紙	1通	二重包紙, 外包紙「四代桜田伊勢親聘頂戴」, 内包紙「桜田数馬とのへ」, 五百石の知行宛行	32.5*45.5	
238	村候公御判物	寛延 3.12.18	伊達政徳 (花押) → 桜田伊勢とのへ	豎紙	1通	二重包紙, 外包紙「四代桜田伊勢親聘頂戴」, 千石知行宛行	32.4*44.8	
239	村候公御判物	寛延 3.12.27	—	包紙	1枚	「於江府頂戴之」	48.6*34.6	
240	村候公御判物	宝暦 9.6.16	(伊達村候朱印) → 桜田伊勢殿	豎紙	1通	三重包紙, 外包紙「村候公御判物」, 中包紙「御判物」, 内包紙「桜田伊勢殿」, 千石の知行宛行	31.2*44.0	
241	宗時公御判物	宝暦 10.2.25	—	包紙	1枚	二重包紙, 外包紙「御判物」, 内包紙「宗時公御判物壹通」, 宗時は早逝したため包紙の文は疑うべきとの朱書有	20.2*6.0	
242	村候公御判物	宝暦 11.10.7	(伊達宗候朱印) → 桜田信松とのへ	豎紙	1通	二重包紙, 外包紙「五代桜田親仙頂戴」, 1228石の知行宛行	31.0*44.2	
243	村壽公御判物	寛政 7.8.10	(伊達村壽朱印) → 桜田数馬殿	豎紙	1通	二重包紙, 外包紙「五代桜田親仙頂戴」, 内包紙「桜田数馬殿」, 貳百貳拾八石の知行宛行	32.5*45.5	
244	村壽公御判物	文化 6.3.10	(伊達村壽朱印) → 桜田主計とのへ	豎紙	1通	三重包紙, 外包紙「六代桜田数馬親敬頂戴」, 中包紙「桜田主計とのへ」, 内包紙「宗壽公御判物壹通桜田主計」, 1228石の知行宛行	32.2*45.5	
245	宗紀公御判物	文政 8.8.10	(伊達宗紀朱印) → 桜田数馬殿	豎紙	1通	二重包紙, 外包紙「宗紀公御判物」, 内包紙「桜田数馬殿」, 1228石の知行宛行	32.4*45.0	
246	宗城公御判物	弘化 2.2.7	(伊達宗城朱印) → 桜田武部殿	豎紙	1通	二重包紙, 外包紙「宗城公御判物七代桜田親明」, 内包紙「桜田武部殿」, 父隠居による家督相続, 1228石の知行宛行	32.5*46.5	
247	宗城公御判物	弘化 2.8.13	(伊達宗城朱印) → 桜田数馬殿	豎紙	1通	二重包紙, 外包紙「宗城公御判物七代桜田親明」, 内包紙「桜田数馬殿」, 1228石の知行宛行	32.5*46.5	

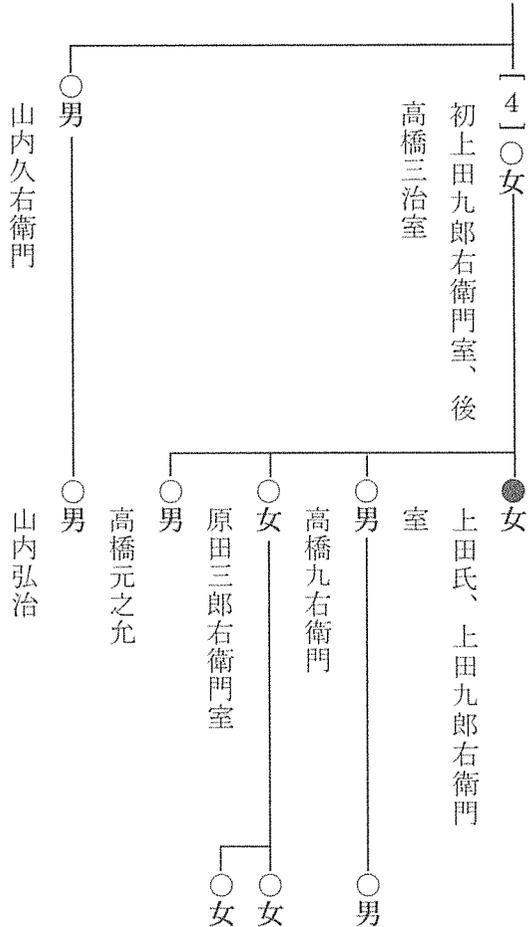
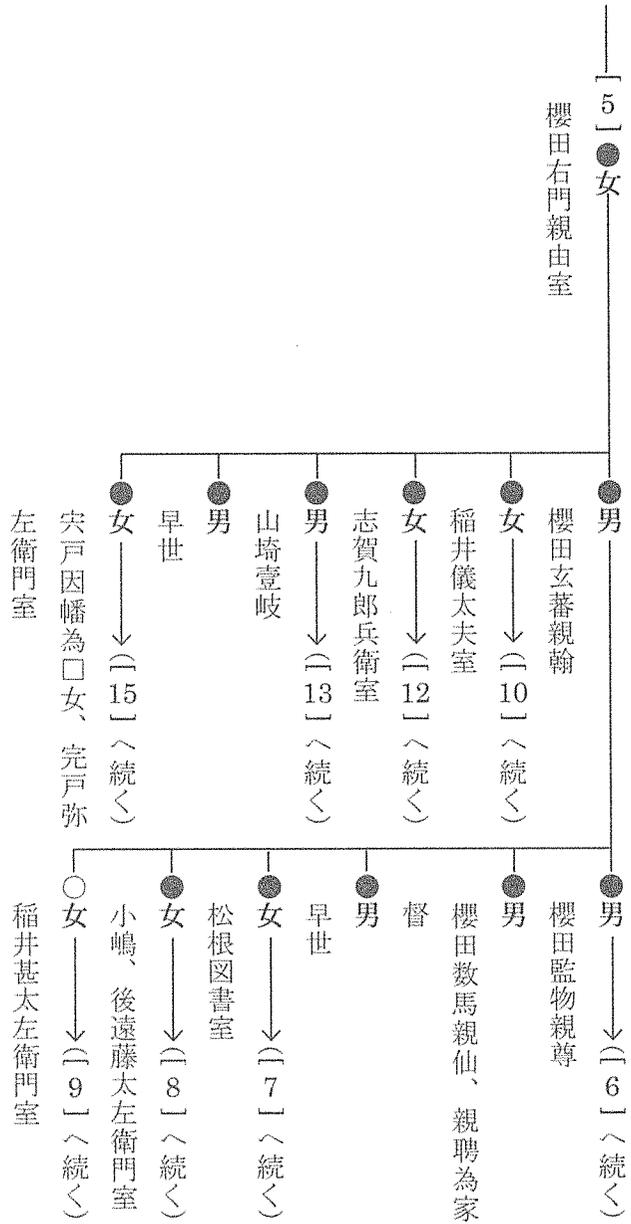
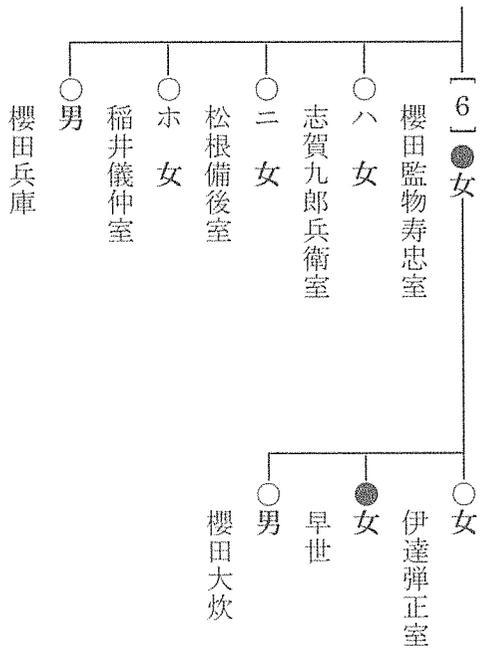
史料番号	標題	年代	作成者→宛所	形態	員数	備考	法量 (cm)	丁・折
248	宗徳公御判物	安政 6.10.1	(伊達宗徳朱印) →桜田数馬殿	豎紙	1 通	二重包紙, 外包紙「宗徳公御判物七代桜田親明」, 内包紙「桜田数馬殿」, 1228 石の知行宛行	32.0*45.0	
249	宗徳公御判物	文久 2.8.27	(伊達宗徳朱印) →桜田主水殿	豎紙	1 通	二重包紙, 外包紙「宗徳公御判物」, 内包紙「桜田主水殿」, 1228 石の知行宛行	32.0*34.4	
250	御判物入記	宝暦 3.7.3	桜田伊勢親聘 (花押)	一紙 2 枚継	1 通	包紙有, 包紙「御判物入記」, 宗時から政徳までの知行宛行状の目録	17.0*70.0	
251	覚	8.7	桜田数馬	一紙	1 通	包紙有, 包紙「書附」, 秀宗・宗利・村壽の御判物に関して	16.0*32.0	
252	[覚]	—	—	一紙	1 通	文化 6 年 3 月 10 日の御判物と写等, 桜田数馬覚書を認める事	15.0*19.5	
253	御判物御改二付書物之扣	文政 8.7.1	桜田数馬→徳弘石見殿	横折	1 通	秀宗など御判物の目録, 包紙有	24.2*40.5	
254	覚	—	桜田数馬→徳弘石見殿	一紙	1 通	村年公御代に桜田家 3・4 代御判物不受の事	15.0*24.4	
255-0	御判物御改二付差出候扣覚	弘化 2.7.20	桜田数馬	包紙	1 枚	255-1 ~ 3 を包む	22.0*15.0	
255-1	御判物御改に付書出候扣	寛政 7.6.29	—	包紙	1 枚	255-2 ~ 3 を包む	21.0*14.0	
255-2	覚	— .6.29	桜田数馬→三輪清助殿	横折	1 通	御判物書上	31.0*44.5	
255-3	覚	— .6.29	桜田数馬→三輪清助殿	一紙	1 通	村年公御代に桜田家 3・4 代御判物不受の事	15.0*27.5	
256	(包紙) 御判物不殘差出扣	(弘化 2.) 7.21	桜田数馬→岡野助左衛門殿	一紙	1 通	包紙有。御判物書上	15.0*35.6	
257	[覚]	— .7.20	桜田数馬→岡野助左衛門殿	一紙	1 通	弘化 2 年御判物書上。前欠	15.0*16.9	
258	[書状]	—	→松根図書	一紙 2 枚継	1 通	謹慎塾居を命じられる過程。はがれ有	15.4*56.0	
259	覚	—	桜田数馬→岡野助左衛門殿	一紙 2 枚継	1 通	村年公御代に桜田家 3・4 代御判物不受の事。はがれ有	15.0*29.0	
260	覚	— .8.7	桜田数馬→山崎隠岐殿	一紙	1 通	御判物目録	16.0*38.0	
261	覚	安政 6.7.16	桜田数馬→山崎隠岐殿	一紙	1 通	御判物目録。村年公御判物他 5 通ほか写など 14 通差出	16.2*48.0	
262	覚	— .7.16	桜田数馬→山崎隠岐殿	一紙	2 通	村年公御代に桜田家 3・4 代御判物不受の事	15.0*31.5	
263	七包之内	文久元 .8.	—	包紙	2 枚		21.6*31.5	
264	七包之内	文久元 .8.	—	包紙	1 枚		22.6*32.1	
265	七包之内	文久元 .8.	—	包紙	1 枚		23.6*33.1	
266	[御判物目録]	—	—	一紙 2 枚継	1 通	秀宗公他 12 通の目録。欠損	15.0*83.0	
267	覚	—	—	一紙 2 枚継	1 枚	御判物差出状。後欠	15.6*72.5	
268	覚	—	桜田数馬	包紙	1 枚		21.0*25.6	
269	[御守]	—	従四位度会神主正邑御師中山縫殿	札	1 体	包紙有	9.1*1.9	
270	[書状]	— [12.]12	遠藤文彦→桜田出雲様	一紙	1 通	借用書冊を返上する事。	14.6*37.0	
271	[文箱]	—	—	木製	1 合	232 ~ 270 号入	50.2*14.5	
272	[四字書]	—	南洲書 (落款)	紙本墨書額装	1 面	「敬天愛人」。落款銘「薩隆盛印」「南洲」	33.6*93.4	
273	江城御間席絵図	安政 5.	親明 (印)	絵図	1 鋪	新額装	79.4*54.6	

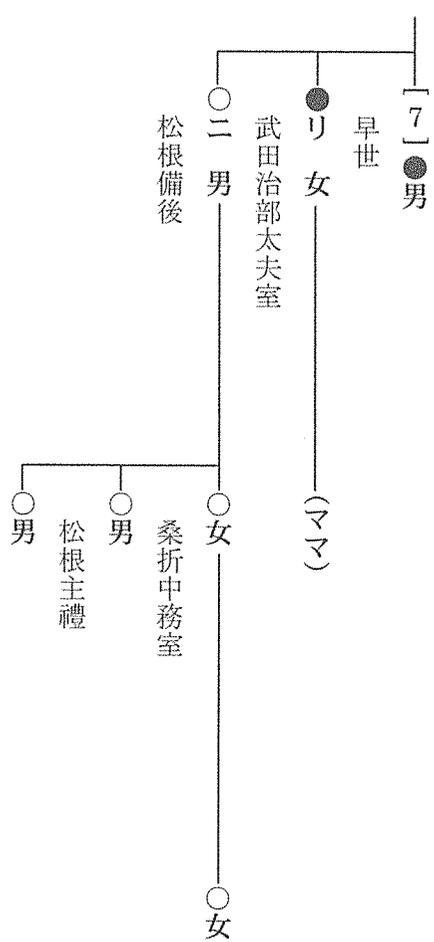
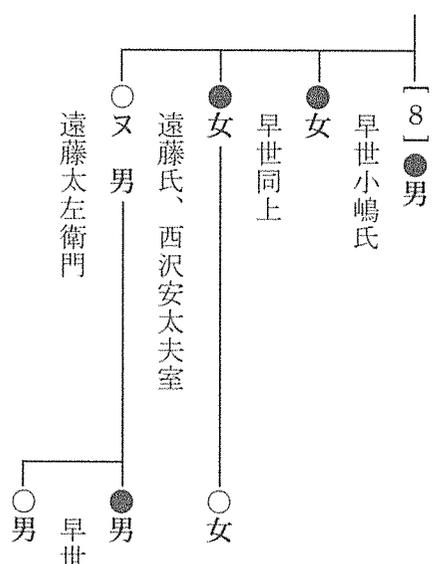
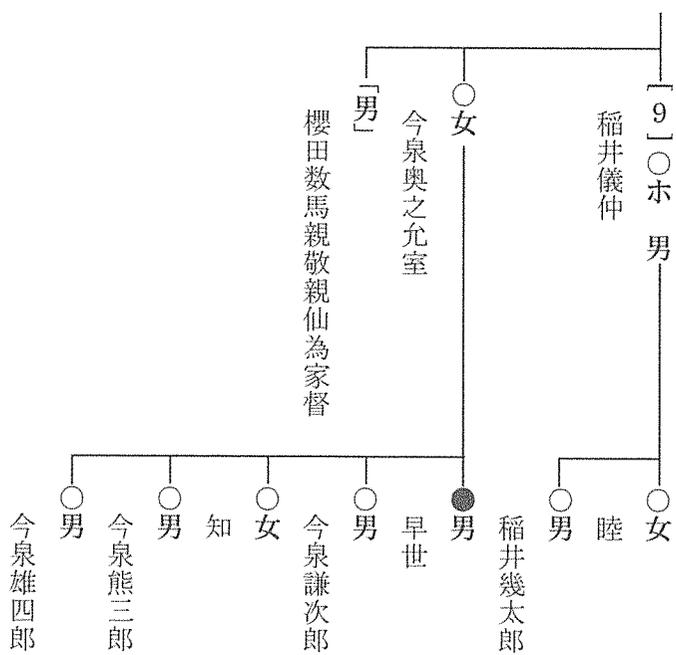
【宇和島櫻田家文書一九九号】

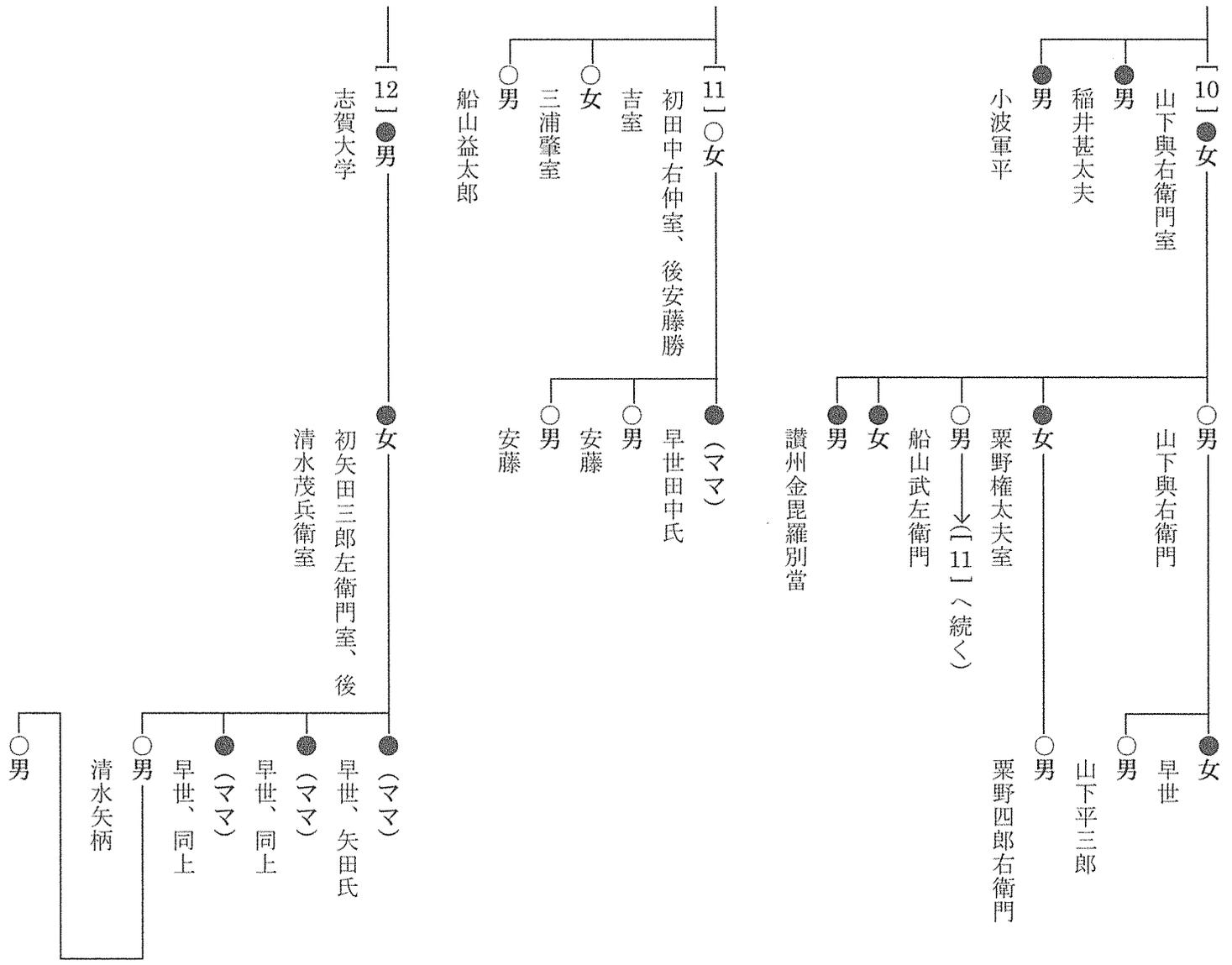
櫻田玄蕃平基親先祖於仙基 輝宗公以來伊達家ニ勤仕スル、九世知行高三萬五千貳百五拾貳石八斗六升、秀宗公宇和嶋御初入之時供奉ス、于時士大将、養子親宣家督子孫於今代々士大将勤仕スル、基親以來八世也、親茂依為基親嫡子、新知千石被下世々領之、同志大将勤仕スル、親茂以來六世親茂血脈ノ廣ヲ見ル為此ニ略記之

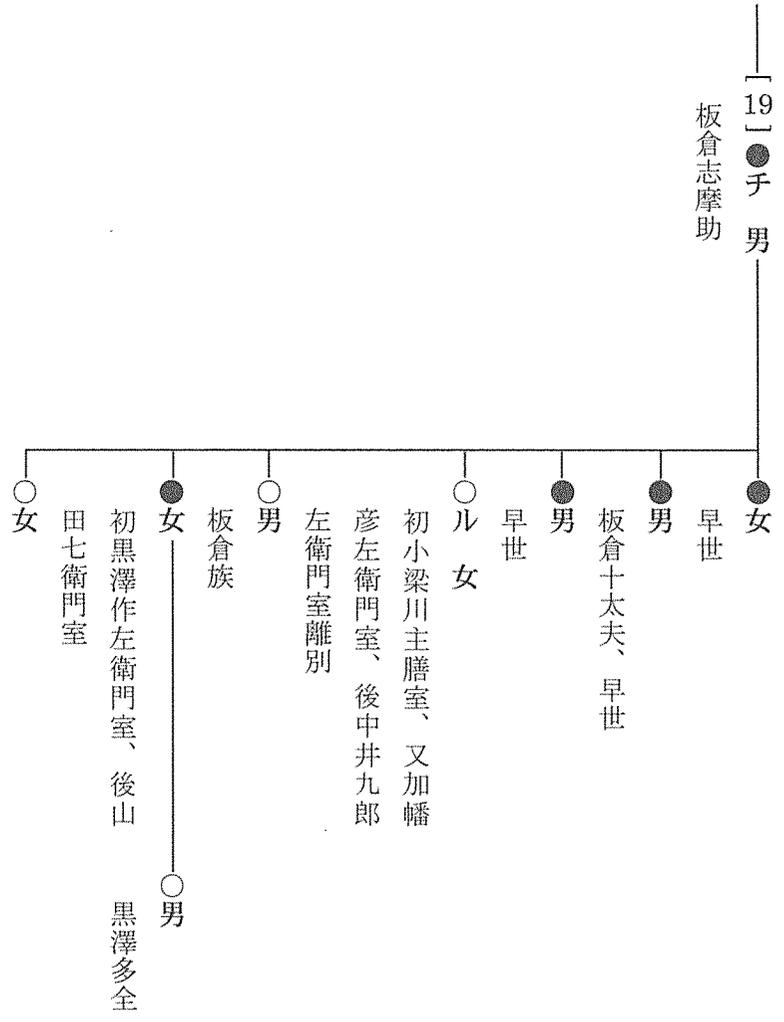
于時文政九丙戌 親茂六世櫻田數馬平親敬記之











- ・ ○ハ存生
- ・ ●ハ死亡
- ・ 血脈無之シテ此ニ記ス分ハ男女ノ文字ノミ記シテ
- ● ナシ「朱書ハ」トス
- ・ 血脈ヨリ家督トシニ所ニ出ルハ家ヲ継タル所へ○
- ヲ記シテ生ル、所ハ男ノ字而已シルス
- ・ 血脈ニテ夫婦トナルハイロハノ合印ヲナス

※「」は編者の補足

【宇和島櫻田家文書 二二三二号】

(包紙)

「秀宗公御判物、慶安五年六月六日

初代櫻田數馬親繁頂戴」

(包紙)

「御印判一通 櫻田數馬」

高千石宛行畢、全令

領知可抽忠功者也

慶安丑年六月六日(黒印)

櫻田數馬殿

【宇和島櫻田家文書 二二三三号】

(包紙)

「宗利公御判物、万治元年霜月十五日

初代櫻田數馬親茂頂戴」

(包紙)

「御印判一通 櫻田數馬」

高千石、目錄在別紙、如前々宛行

畢、全令領知可抽忠功者也

萬治元年霜月十五日(宗利朱印)

櫻田數馬殿

【宇和島櫻田家文書 二二三四号】

(包紙)

「宗贇公御判物、元禄八年八月十三日

初代櫻田數馬親茂頂戴」

(包紙)

「 櫻田數馬殿」

高千石宛行之訖、

如前々可令知行状、

如件

元禄八年八月十三日(宗昭黒印)

櫻田數馬殿

【宇和島櫻田家文書 二二三五号】

(包紙)

「宗贇公御判物、元禄十六年六月十五日

二代櫻田數馬親方頂戴」

(包紙)

「 櫻田舍人殿」

父數馬依隱居家督無

相違高千石宛行之畢、

全可令知行之状、如件

元禄十六年六月十五日(宗昭黒印)

櫻田舍人殿

【宇和島櫻田家文書 一三六号】

(包紙)

「村候公御判物、寛保元年十月十二日

四代櫻田伊勢数馬親聘頂戴」

(包紙)

「 桜田数馬とのへ」

旧知高五百石宛行之訖

全可知行之状、如件

寛保元年十月十二日村隆(花押)

櫻田数馬とのへ

【宇和島櫻田家之書 一三七号】

(包紙)

「村候公御判物

寛保三年八月十三日

四代櫻田伊勢親聘頂戴」

(包紙)

「 桜田数馬とのへ」

高五百石宛行之訖

如前々全可知行之

状、如件

寛保三年八月十三日村隆(花押)

桜田数馬とのへ

【宇和島櫻田家文書 一三八号】

(包紙)

「村候公御判物、寛延三年十二月十八日、

四代櫻田伊勢親聘頂戴」

(包紙)

「 櫻田伊勢とのへ」

為加増舊知五百石宛行之訖、

都合高千石全可知行之状、

如件

寛延三年十二月十八日 政徳(花押)

櫻田伊勢とのへ

【宇和島櫻田家之書 一三九号】

(包紙)

「政徳公

寛延三庚午十二月廿七日

御判物 於江府頂戴之」

【宇和島櫻田家文書 一四〇号】

(包紙)

「村候公御判物、宝曆九年六月十六日

四代桜田伊勢親聘頂戴」

〔包紙〕

〔御判物〕

〔包紙〕

「 桜田伊勢殿」

舊知千石今度訖、高直千貳百

貳拾八石宛行之訖、全可令知行

之状、如件

宝曆九年六月十六日（邑候朱印）

桜田伊勢殿

【宇和島櫻田家文書 二四二号】

〔包紙〕

〔御判物、寶曆十戌辰二月廿五日、一統高直二付被下置也、一通〕

〔包紙〕

〔宗時公御判物、老通〕

〔貼紙朱筆〕

「秀宗公御判物を此包紙にて卷有之ニ付取除置、宗時公ハ秀宗公の御子様ニ而御
早世与相見へ包紙之儀うたこうへし」

【宇和島櫻田家之書 二四二号】

〔包紙〕

〔村候公判物〕

寶曆十一年十月七日

五代櫻田数馬親仙頂戴

〔包紙〕

「 桜田信松とのへ」

父伊勢為家督無相違

高千貳百貳拾八石充行

之訖全可知行状、如件

寶曆十一年十月七日（邑候朱印）

桜田信松とのへ

【宇和島櫻田家文書 二四三号】

〔包紙〕

〔村壽公御判物、寛政七年八月十日〕

五代櫻田数馬親仙頂戴

〔包紙〕

「 桜田数馬殿」

高千貳百貳拾八石宛行

之訖、如前々全可令知行之状

如件

寛政七年八月十日（村壽朱印）

桜田数馬殿

【宇和島櫻田家文書 二四四号】

〔包紙〕

「村壽公御判物、文化六年三月十日

六代櫻田數馬親敬頂戴」

(包紙)

「村壽公 御判物壹通 櫻田主水」

(包紙)

「 櫻田主水とのへ」

父數馬遺跡無相違

高千式百式拾八石宛行之訖

全可知行狀、如件

文化六年三月十日 (村壽朱印)

櫻田主水とのへ

【宇和島櫻田家文書 二四五号】

(包紙)

「宗紀公御判物、文政八年八月十日、

六代櫻田數馬親敬頂戴」

(包紙)

「 櫻田數馬殿」

高千式百式拾八石宛行

之訖、如前々全可令知行

之狀、如件

文政八年八月十日 (宗紀朱印)

櫻田數馬殿

【宇和島櫻田家之書 二四六号】

(包紙)

「弘化二年乙巳二月七日頂戴

宗城公御判物 七代

櫻田親明」

(包紙)

「 櫻田式部殿」

父數馬依隱居家督無相違

高千式百式拾八石充行之訖

全可知行狀、如件

弘化二年二月七日 (宗城朱印)

櫻田式部殿

【宇和島櫻田家之書 二四七号】

(包紙)

「弘化二年乙巳八月十三日頂戴

宗城公御判物 七代

櫻田親明」

(包紙)

「 櫻田數馬殿」

高千式百式拾八石充行

之訖如前々全可知行状、
如件

弘化二年八月十三日 (宗城朱印)

櫻田教馬殿

【宇和島櫻田家文書 二四八号】

(包紙)

「安政六年己未十月朔日頂戴、

宗徳公御判物

七代櫻田親明

(包紙)

「櫻田教馬殿」

高千式百貳拾八石宛行

之訖、如前々全可令知行

之状、如件

安政六年十月朔日 (宗徳朱印)

櫻田教馬殿

【宇和島櫻田家文書 二四九号】

(包紙)

「文久二年閏八月廿七日頂戴

宗徳公御判物

八世 櫻田親興

(包紙)

「櫻田主水殿」

父教馬遺跡無相違高

千式百貳拾八石宛行之訖

文久二年閏八月廿七日 (宗徳朱印)

櫻田主水殿

【宇和島櫻田家文書 二五〇号】

(包紙)

「寶曆三辛酉年七月三日改之

御判物入記」

御判物入記

一、宗時公御判物 尙通

慶安五年六月六日、櫻田教馬親茂江被下、

一、宗利公同 尙通

萬治元年十一月十五日、右同人江被下、

一、宗賛公同 尙通

元禄八年八月十三日、右同断、

一、宗賛公同 尙通

同十六年六月十五日、櫻田舍人親方江被下、

一、村隆公同 式通

寛保三年癸亥八月十二日与十三日之御日附、櫻田教馬親常江被下、

但右同月十六日頂戴之者也、

一、政徳公同 尙通

寛延三庚午年十二月十八日之御日附、櫻田伊勢親聘へ被下、

但右同月廿七日於江府頂戴之者也、
都合御判物七通、

右

寶曆三辛酉年七月三日改之

櫻田伊勢親聘(花押)

【宇和島櫻田家文書 一八三號】

(表紙)

元禄八亥年

享保六丑年 由緒書

明和二酉年

由緒書

一、祖父櫻田右兵衛儀

輝宗様以来相勤、天正十三年

政宗様、為大内備前御退治、小浜之城江御働之節、築館二御在陣之處、田村清

顯様被 仰候者、小浜二ハ助之衆多、其上塩之松堤方ニ引除、小浜江集候間、

田村江廻り、備前抱之小城共を御取可然との御事に而、築館を御立、田村御

抱之黒籠と申城江、御馬御移シ被遊二付、伊達安房守成実殿、白河若狭、片倉

小十郎、櫻田右兵衛四人ハ築館ニ御残、小浜を取可申旨被仰付候由、其前後右

兵衛儀者所々御境目ニ被差置、度々

政宗様より被成下候、御書共之内、少々に今所持仕候、

一、父桜田玄蕃元親、生国奥州

政宗様御領伊達郡川俣城地、御預ケ慶長五年籠城之節玄蕃都合宣候由、伝承候、

其此二十五歳之由、其節之儀二付、土屋右忠兵衛殿より伊達安房守殿江少々御

尋之儀有之、其返翰所持仕候、且又覺範寺に而働之節者三十二歳之由、其砌

者 政宗様御在府ニ而追而御帰国被遊為御褒美御腰物盛助之御刀拝領仕、是又
に今所持仕候、

一、元和元乙卯年、

秀宗様、宇和嶋御拜地御初入之時、玄蕃四十歳侍大将ニ而御供仕候、三月十六

日、大洲領長濱江御着船、翌十七日、御領松葉村御一宿、十八日宇和嶋丸串之

御城江被為 入候由、然者於川俣玄蕃祈願守神宮寺行運事働茂勝候付、右之節

石州 當御地ニ居置に今祈願寺ニ仕候、

一、同六庚申年、大坂 御城堀御普請、御手伝二付、惣奉行玄蕃被 仰付、御丁

場請取首尾好相勤申候、

一、寛永九壬申年八月

桂林院様秀宗公御前様并伊直孝公御妹御三回忌、御法事奉行玄蕃被 仰付、正

眼院ニ相話候處、八月六日大風寺を吹倒、五十七歳に而即時相果申候、

一、玄蕃相果候年、拙者出生仕二付跡目ハ姉婿同姓監物被 仰付候、依之徒

御先祖様被下置候、御朱印且又家ニ傳候、虎之指物等ハ只今同姓大炊方ニ相

伝り、熊毛之鐙者、私方ニ御座候、

一、玄蕃御當地江罷越候、知行高千七百石、外ニ与力六人此高弍百五十拾石、都合

千九百五十拾石ニ而御座候、死後跡目之刻甥桜田半右衛門ニ、三百石分知并与

力之儀者監物其刻若輩故、願を以差上御直參ニ被 召出候、与力之面々ハ、

片岡清兵衛、傳兵衛、岡七兵衛、草野帶刀、木村兵左衛門、里見才兵衛、稲

垣長左衛門、右之通御座候、

一、私儀慶安三庚寅年、十九歳ニ而

宗時様被 召出、翌卯之年御番頭被 仰付、江戸御供相勤申候、

一、承應元壬辰年六月六日 於宇和嶋新知千石被下置候、

一、同式癸巳年、江戸御代罷越候処、其年 宗時様御遠行御骨二付罷下候、

一、明曆三丁酉年

宗利様御參勤御供相勤申候、

一、万治三庚子年

井伊玄蕃頭直澄様以後掃部頭様二御改

御初入為御祝儀御使者江州彦根江被 仰付、六月廿六日宇和嶋出船仕候、

一、寛文元辛丑年

涼山様御遺言之由二而

宗時様御姫様を私妻二被下之旨、從 宗利様被 仰付候、

一、同年江戸御供相勤申候、

一、同式壬寅年六月十一日、御用老中並并着座被 仰付候、

一、同年十一月十五日、侍大将被 仰付、且又御城下在浦方御番所支配、附リ所々

御制札等之儀可拵旨被 仰付、於に今相勤申候、

一、同五乙巳年、江戸御供相勤申候、

一、同十庚戌年、病氣二付、内分奉預御用役御免、出入九ヶ年相勤申候、

一、延寶貳甲寅年

真田伊豆守様御初入為御祝儀、御使者信州松城二付被 仰付八月十六日宇和

嶋出船仕候、

一、同六戊午

女院御所御違例二付、為上使稲葉美濃守様御上京被成候、就夫美濃守様江之為

御見廻御使者被 仰付、六月十五日御國出船仕候、

一、同八庚申年

公方様御代替、初而御在所江御暇 御帰城為御禮使者、九月六日宇和嶋出船相

勤申候、

一、天和元辛酉年、御領分宗門改奉行被 仰付に今相勤申候、

一、元禄八乙亥年

殿様御家督以後初而御在所江御暇 御着城為御礼使者被 仰付四月晦日御當

地出船仕候、右之通先祖之儀者承傳候、有増書付申候、拙者儀御奉公被 召出

今年迄四十六ヶ年相勤申候以上、

元禄八乙亥年十二月六日桜田数馬、

小原三左衛門殿

鈴木治大夫殿

由緒書

一、高祖父桜田玄蕃本國生國奥州、

秀宗公御入部之節、御供仕、御當地江罷越候、先祖之儀委細曾祖父

桜田数馬元禄八亥年由緒書、差上申候、

一、曾祖父桜田数馬元禄十六末年、依願隱居被 仰付名梅軒与相改家督侍大将共

無相違祖父舍人江被 仰付名数馬与相改申候、

一、祖父桜田数馬儀

宗利公御代、御番頭被 仰付江戸其外御使者等相勤候得共、部屋住之勤其上勤

之品髓不存儀故、元禄十六末年以前之儀者書記不申候、寶永四亥年地震高沙二

付翌年御參勤被為蒙 御免候二付

公義江御礼御使者被 仰付、十二月廿七日出船仕候、

一、父桜田数馬儀実者曾祖父

梅軒実子に而御座候、祖父数馬依願、元禄十六年二養子被

仰付候、其節之名数之助与申候、寶永二酉年部屋住之節御小姓頭御番頭両様見

習候様、被 仰付、名舍人与相改申候、同五子年御番頭本役被

仰付、享保三戌年祖父数馬依願隱居被 仰付家督無相違被下置、御番頭宗門奉

行兼可相勤之旨被 仰出、此節祖父数馬江御預ケ之侍組当方神尾帶刀支配被

仰付候、同年六月二日依願祖父名平治与相改父舍人数馬与相改申候、同五子年

江戸詰被 仰付、當丑年 御初入之御供仕罷下候処、閏七月十七日病死仕候、

一、私儀當丑十二月十一日父数馬跡目家柄筋目被 仰立、知少候得共、御扶持方

七拾人分被下置候、尤成長己後、本知御返シ可被下与、名代桜田久左衛門江被

仰渡候、

右之通二御座候以上、
享保六丑十二月十五日桜田竹之助、

鈴木治大夫殿
梶田又兵衛殿

由緒書

一、父伊勢享保六年書上候以後左之通御座候、

享保拾乙巳正月朔日初而

御目見被 仰付候、

寛保元辛酉十月十二日、本知之内五百石被下置、御番頭役被 仰付候、

同三癸亥四月廿二日 御帰城御礼使者被 仰付、同壬四月廿四日、乗船仕、同

五月廿四日江戸表へ着仕、

同六月廿一日 御城江罷出、

御帰城御礼使者相勤申候、同廿五日御城江罷出、土岐丹後守様方

御奉書御渡被成、且拝領物被 仰渡、則御巻物二頂戴仕、同八月朔日下着仕候、

同八月十七日於 御前御申次役被 仰付候、

延享二乙丑七月御申次役

御免被成御番頭役相勤候様、於御用場被 仰付候、

同年八月七日御申次之方可相勤旨、於御用場被 仰付候、

同年十一月朔日来春 御參勤御供被 仰付候、

同三丙寅三月朔日 御參勤御供仕罷越候、

同年於江府 玉台院様江

御目見被 仰付候、

同四丁卯年 玉台院様江御騎射被入 御覽候節、御相手相勤候為、御褒美御胴

着拝領仕候、 但白地綾布日輪鳥

同年五月廿五日 御帰城被遊、御供仕下着仕候、

同年六月九日於 御前大頭役被 仰付、四之幡御預被成候段被 仰付、且於御
用場御増高式百石被下置候段被 仰渡候、

同年八月廿二日於

御前 御即位御使者被

仰付、同月廿七日出立、同十月廿七日日下着仕候、

同年十一月九日御家中惣触八幡御代參宗門奉行をも可相勤旨於御用場被 仰

渡候、

同年十二月廿三日御船乗初之儀、御先格之通左衛門殿申合可相勤旨於御用場被

仰渡候、

同五戊辰七月五日伊勢妻不幸二付為 御尋御使者被成下拝領物、御香典等被下

置候、

寛延二己巳十一月十七日、御家老職加判列被 仰付年始御礼式之節、着座可有

之旨、尤山崎衛守次席大頭兼帶可有之旨被 仰付候、

同年十一月廿七日来春

御參勤御供頭取被 仰付候、

同三庚午二月十一日、私宅江被為入、御料理差上、御囃子被 仰付其節御手綱

御肴献上仕、御盃頂戴、白銀五枚拝領被 仰付候、母より御菓子御肴一折差上

御相伴被 仰付

御盃頂戴、綿三把拝領仕候、且又親類由緒之者共

御目見 御盃頂戴 被仰付、并普代之家来五人

御目見被 仰付候、

同年三月六日 御參勤御供頭取、仕罷越候、

同年七月十五日於江府、伊勢与名改被 仰付并紋所之儀、三段頭 御免被 仰

付候、

同年七月十八日於

御前御婚礼御用頭取被 仰付候、

同年八月朔日於

御前 御意之上御單物拝領仕候、

同年九月廿三日馬相立候様被 仰付、御馬拝領仕候、

同年十二月十八日於

御前五百石御加増被成下、都合千石被下置之段被 仰出候、

同四辛未正月廿九日於

御前御婚禮御用前後共、首尾好相勤候旨被 仰出、白銀拾枚縮緬三卷被下置候、

同年五月十八日 御帰城被遊御供仕下着仕候、

同年閏六月九日大和田能登江御預被置廢、当分支配被 仰付候、

宝曆三癸酉九月廿二日

伊織様御同伴ニ而私宅江被為入、御蒸菓子差上御相伴被 仰付 御盃頂戴返盃

被 仰付、且母より御台肴差上御盃頂戴返盃被 仰付候、

同五乙亥九月十三日為御月見、私宅江被為 入御重話御菓子一組差上、御相伴

被 仰付、御盃頂戴仕候、且母より鉢御肴一種差上 御盃頂戴被 仰付候、

同年十二月廿二日於 御前、郷中頭取被 仰付候、

同七丁丑八月朔日来春

御參勤御供頭取於 御前、被 仰付候、

同年十一月二日於 御前

(挟込み)

〔艘ニにても聘し諾候ハ正之由〕

天梁院様五十四御忌御法事頭取被 仰付、相勤申候、

同年

御直書を以、組侍中裁許宜く、平日之心懸 御満足被遊候旨を以、長州萩打之

对之御袴式枚拝領仕候、

(付箋)

〔是御袴式枚と御付紙ニ有之二付、拝領之御袴者一枚

之候趣、芝求馬様へ申上候処 上より之御付紙之事、故二〇

相認可差上方可然旨、被仰聞候二付、式枚と相認候、金ハ壹枚也〕

同八戊寅二月三日私宅江被為入、其節御蒸菓子一組差上、御盃頂戴仕候、且母

より手製之御菓子一箱差上 御盃頂戴、妻より御肴一種差上、初而

御目見被 仰付、綿三把拝領仕、御盃頂戴、返盃被 仰付候、

同年三月朔日 御參勤御供頭取仕罷越候、

同九巳卯五月廿二日 御帰城御供仕、下着仕候、

同十庚辰二月廿五日、去年六月一六日、旧知一統高直り被 仰付、千式百式拾

八石

御朱印於 御前頂戴仕候、

同年九月六日、御順見御用頭取被 仰付候、

同年十二月廿四日、江州山門御修復御手伝御用御普請惣奉行被 仰付候、

同十一辛巳秋、病中二付度々有

御尋、御使拝領物等仕候、

同年七月九日、桜田玄蕃親翰次男信松養子、願之通被 仰付候、

同年八月十四日、病氣二付御役儀山門御手伝惣奉行 御免之願差上候處 御免

同様相心得、保養可仕旨被 仰出候、

同十五日病氣大切之段、達

御聴為 御尋、私宅江被為入候、

一、私儀

宝曆十一辛巳十月七日、於御用場、亡父願上置候通、家督無相違、千式百式拾

八石被下置候段、被 仰付、席之儀も御小姓座上三被 仰付候、

同年八月廿日、父伊勢死後御使を以、御香典拝領仕候、

右之通、御座候以上、

明和乙酉三月五日 桜田数馬印判

大和田隼人殿
岡野助左衛門殿

別紙

名元書

桜田玄蕃基親次男

高祖父

桜田数馬親茂

隱居名梅軒与相改、年号月日相知不申

曾祖父

桜田数馬親方

幼名舎人、隱居名平治与相改、年号月日相知不申

祖父

桜田数馬親次

幼名数之助後、舎人与相改、年号月日相知不申

父

桜田伊勢親殿

幼名竹之助、享保十九甲寅十二月数馬親常与相改、延享二乙丑八月九日親殿

と相改、寛延三庚午七月十五日伊勢与相改

当時私

桜田数馬親仙

幼名信松、宝曆十一辛巳十月十五日数馬と相改

明和二乙酉三月五日 桜田数馬無判

右之通、若年寄大和田隼人殿、岡野助左衛門殿、名当に御小姓頭月番芝求馬江持参、尤由緒書一紙へ者印形いたし、別紙名元書へ者名計二而、可相済旨兼而被

仰出有之候二付、右之通相認、差出ス

【宇和島櫻田家文書 七六号】

(表紙)

弘化三丙午年三月

由緒書

櫻田数馬

一、祖父数馬文化三年書上候、以後左ノ通御座候、

文化三年丙寅九月十五日、八幡

御代参、并十月二日

満勝寺殿御向月龍美山江之

御代参勤、兼而被 仰付置候面々申合相勤候様被 仰付候、

同五年戊辰閏六月廿八日、

凌宵院様為御遺物、御筆、御大字壹枚、晒染、御帷子、拝領仕候、

同年十二月廿一日、病氣大切之段達主馬様御驗、成田五郎殿以御使

御尋被成下候、且又、病氣二付大頭役退役之願差上、引統病氣差重候二付、

御礼書相統之願差出置、病死仕候、

宝曆十一年辛未、家督相統被 仰付候、以来文化五年戊辰迄四拾八箇年

御奉公仕候、

一、父数馬文化三年書上候、以後左ノ通御座候、

文化四年丁卯六月十日、御小姓被

召出、御扶持方三人方被下置御小姓間上座被 仰付候、且又、御留守中平人

並相勤大儀之旨於御用場

御意被成下候、

同年十月廿三日、明年

御參勤御供被 仰付候、

同五年戊辰三月五日、御參勤御供二付出仕候、

同年十月朔日、来夏 御下向御供被 仰付候、

同六年己巳正月六日、父教馬久々病氣之處、不快復、被遊 御承知御氣遣二被

思食候二付、為看病、御国許江被差歸候段被 仰付、江戸表出仕候處、同月

十八日於大坂表、死去之報承知仕候間、直二歸府可仕筈之處、江戸表方厚以 思

召、直二御国元江被相下、追慕至情相尽候様与被

仰出候二付、乍忌中、同月廿九日下着仕候、

同年二月廿四日、父教馬死後、虎之間今泉造酒左衛門以御使、御香典白銀式枚

拜領仕候、

同年三月十日、亡父教馬及末期願上置候通、家督無相違千式百式拾八石被

下置、勤方前躰被 仰付、且又、父教馬江御預被置候、御山前躰被成御願候旨

被仰付候、

同年七月廿八日、鉄剛院七回忌二付御香典金百疋拜領仕候、

同年十月廿一日、御座敷番助役被 仰付、同月廿七日被成御免候、

同年十一月廿七日、於

御前、御近習役被 仰付候、

同年十一月廿九日、武術平日心掛宜敷段、御賞被成下綾布一反拜領仕候、

同年十二月廿一日 御弘詣御序二月峯院墓所江御焼香被成下候、

同年十二月廿七日、

主馬様御附頭取助役被 仰付候、

同七年庚午二月廿七日、於

御前、御番頭役御勤方兼帯被仰付組合儀、於御用場空戸將監支配幡二被仰付候、

同八年辛未正月朔日、依願之教馬与草名仕候、

同年七月七日、於

同年九月五日、近来者專学事并武芸心掛候段被仰立、御直書被相下、
御持扇子拜領仕候、

同十年癸酉六月十日、於

御前、御留守中出精相勤候旨、同役一同 御意被成下候、

同年十二月七日、於

御前、老職見習被 仰付候、

同十一年甲戌二月廿七日、於

御前、老職見習被 仰付置候處、今度本職加判列大頭被 仰付空戸將監

支配躰被成御預候、

同年十二月廿二日、於

御曹司様御前、来年頭方着座被仰付候、

同十二年乙亥七月廿七日、鉄剛院十二回忌相当候二付、梶田又兵衛奉書を以

御香典金百疋拜領仕候、

同年八月朔日、於

御前、明年 御參勤御供頭取被仰付候、

同年九月十二日、弓術 御覽罷出候處、

御意之上、御懷中拜領仕候、

同年十月廿七日、於 御前、近来別而御用多之處出精相勤、被遊 御満足候段、

御意之上御上下 拜領仕候、

同年十二月廿九日、於

御前、御庶子於純殿養女二被下置縁組之儀者、勝手次第申合可願出旨被 仰付候、

同十三年丙子三月十七日、此度純養女二被下置候二付、年々米五拾俵宛被 下置

候、

同年四月五日、兼而差上米仕候付、

御目見之御序二奇特被
思食候段、無屹度 御意被成下候、

同年四月十五日、於御休息所、單御袴拜領仕候、且亦、同日、御參勤御供二而出立仕、五月十五日着府仕即日

御前様江初而、御目見仕候、

同年五月十六日、於

御前、濃州、勢州、尾州東海道筋、川々御普請御用被為蒙、仰候二付、

惣奉行被、仰付候、

同年八月朔日、於

御前、明年例之通御暇被為蒙仰候ハ、御供頭取被、仰付候、

同年八月廿三日

若御前様江初而、御目見被仰付候、

同年十一月十六日、伊織様御家督之御礼被仰上候、御欽御使者相勤候二付

真綿五把拜領仕、宮内少輔様方同三把、奥方様方同二把拜領仕候、

同年十二月五日、於

御前、東海道川々御普請御手伝心奉行被、仰付候所、御時節柄、別而辛勞も

多く出精無御滞相濟被遊御安心候段、御意之上御拜領之御

時服、御熨斗目拜領仕候、

同年十二月十二日、川々御普請御用懸之御家頼、今日

御城江被差出候様、昨夕御用番青山下野守様被、仰渡、今朝

御城江罷出候所、川々御普請御用相勤候二付、御時服之御羽織并白銀

三拾枚拜領仕、罷歸候上、

御目見被、仰付御年熨斗被下置候、

同十四年丁丑二月十五日

御滞府二付、明年迄乍太儀相詰可申旨、澤田但馬を以被、仰付候、

同年三月廿五日、紀伊守様御家督

御祝儀、御招待二付罷出候処、御盃、御料理、被下真綿五把拜領仕候、

同年四月十六日、於

御前、平日繁多之处出精相勤、被遊

御満足候段、御意之上真綿五把拜領仕候、

同年七月朔日、代々掃部頭様江

御目見仕来候二付、願上御掛合被成下候所、

御目見可被、仰付段、被、仰出、今日罷出

御目見仕、御太刀、御馬代献上仕、御料理三汁五菜拜味被、仰付、追而御使者

を以掃部頭様方紗綾三卷拜領仕候、

同年十一月廿九日、

珠院様御遺物御側簞笥拜領仕、純江茂右同断御小袖、御懷中、御楊枝

指、御筭拜領仕候、

同年十二月廿六日

御前様久々御病氣二付、彼是心遣仕被遊、御大慶候旨を以、嶋袖式反、拜

領仕候、

文政元年戊寅三月十五日、御休息所ニおいて、昨年以來御用繁之処、非常之御

用向彼是心配精勤仕、被遊

御満足候間、以御直書葵御紋付、黒縷子、御小袖拜領仕候、

御前平日繁多之所、出精相勤被遊

御満足、近々出立被、仰付候間、支度可仕旨、御意之上、真綿五把拜領仕候、

同年四月廿四日、御意之上、茶帶御裏付、御袴拜領仕候段、

御曹司様茂木綿、御袷、羽織拜領仕候、

同年四月廿五日、江戸出立仕、五月廿六日

御国許江下着仕候、

同年六月七日、紀伊守様御初入二付、被成御祝吉田表方御使者を以、御時服式

頂戴仕候、且又、右御同所様、御婚姻被成御整候二付、被成御祝真綿五把

是亦、以御使者頂戴仕候、

同年七月三日、紀伊守様御初入後初而、

此方様江被成御出候二付、真綿三把頂戴仕候、

同二年丑卯六月二日、於

御前、御留守中、御用多之処出精相勤、被遊 御満足、久々

御下向旁被下候段、

御意之上、同列一同御上下拝領仕候、

同年六月廿七日、鉄剛院十七回忌二付、桜田右兵衛奉書を以御香典金百足拝領

仕候、

同三年庚辰八月十二日、江府望月八郎左衛門奉書を以、当九月

大隆寺様廿七回御忌御法事惣奉行被 仰付、九月十二日方十四日迄日々御寺江

相詰相勤申候、

同年十一月朔日、

鑑照院様御遺物唐銅、御花瓶六所玉川御色紙拝領仕候、純江茂同段、伊勢物語

歌かるた、并御鼻紙台拝領仕候、

同年十二月朔日、江府望月八郎左衛門より以奉書

大隆寺様御法事中、御寺江相詰、無御滞相濟、被遊

御安堵太義二被 思食候段、

御意被成下候、

同五年壬午六月十四日、江府望月

対馬方以奉書、当六月、

鑑照院様三回御忌御法事惣奉行被 仰付六月廿八日廿九日両日、

御寺江相詰相勤申候、九月廿三日、望月対馬方以奉書

鑑照院様御法事中御寺江相詰、無御滞相濟、被遊

御安堵太儀二被 思食候段、

御意被成下候、

同六年癸未六月朔日、於

御前、長々御留主之処出精相勤、別而非常之御用向茂在之心配相勤 御満

足被思食、

御着城被遊候二付、被下置候段、

御意之上、同列一同御上下拝領仕候、

同年七月廿六日、於御休息所、御内証向之儀、近来先引受丹誠仕被遊

御満足并此度御無尽等迄茂彼是出精仕候二付、

御内之御紋服 被下候段、以

御直書、縮、御帷子拝領仕候、

同年八月廿三日、甫田小屋江被為

掛、御腰、御肴、御吸物御輕台、御菓子等献上仕、家族養女に茂御肴献上仕、

御盃頂戴被 仰付嚮助交御肴拝領仕候、

同年十月廿六日、甫田小屋江被為掛 御腰、真鴨一羽、献上仕

御盃頂戴仕候、

同年十一月二日、甫田小屋江被為懸 御腰、硯、鰻献上仕、御盃頂戴仕候、

同年十二月二日、養女望月丹下妻二縁約申合候様被仰出候、

同年十二月廿二日、養女縁組之義被 仰出、心遣之儀二被 思食、銀七拾

枚拝領仕候、

同七年甲申二月十九日、養女婚姻相整申候、

同八年乙酉正月元日、江府稲井甚太左衛門奉書を以

御隠居御家督御都合能被為濟候二付、被成御祝御先格之通、御樽肴拝領仕候、

同年正月廿二日、御内用二付、大坂江罷越、今日出立仕、二月九日大坂江着仕

候処、江戸表方御用筋在之急々出府仕候様、被 仰出候二付、三月七日大

坂表出立仕、

同月廿日着府仕候、

同年三月晦日、棧留、御袴拝領仕候、

同年四月朔日、御用向相濟、江戸出立仕、同月十四日、大坂江着仕候処、御用

向茂相濟、五月二日、御国元江下着仕候、

同年六月朔日、紀伊守様方

此方様御入部被成御祝、御時服式御使者を以頂戴仕候、

同年七月五日、從 奥州様

此方様御入部、為御祝儀御使者被遊候二付、同列中江茂御意被成下鯛一折頂戴仕候、

同年七月十四日、鉄剛院墓所江

御焼香被成下候、

同年七月廿二日、於

御前、昨年以来御用向繁多之處、無怠御用向之儀二付而茂、彼是心配出精仕、被遊

御満足、海陸無御滞

御着城二付而者、御先例茂在之處申上候趣茂在之候間、無其儀御祝被成、被下置候旨、

御意之上御上下拝領仕候、

同年十月廿二日、穂手小屋江初而被為掛、

御腰、御肴、鳩しやんほ献上仕、御盃頂戴仕、御手土産并御拳之五信拝領仕候、

同九年丙戌二月廿九日、於

御前、去年以来出精相勤、猶又心ヲ付可相勤段

御意之上、木綿、裕、御羽織拝領仕候、

同年六月十三日、

大屋形様、穂手小屋江被為掛

御腰、御肴献上仕、御盃頂戴仕、御猪口并御所務之御肴拝領仕候、

同年六月十六日、

大屋形様穂手小屋江被為掛

御腰、芝海老献上仕、御盃頂戴仕候、

同年六月廿二日、神尾近江江御預被置候幡支配被 仰付候、

同年八月廿九日、江府小梁川主膳方以奉書明年例之通、

御暇被 仰出候ハ、被遊

御下向候二付、御供頭取被仰付候、

同年十一月廿九日、於御休息所、

從

大屋形様、黒縮緬、裕、御羽織拝領仕候、

同年十二月朔日、御国元出立仕、

同廿六日着府仕候、

同年十二月廿八日、於

御前、浅草御藏、火之御番二付、御先手頭取被 仰付候、

同十年丁亥三月九日、留守二而私宅江

大屋形様庭前之桜為

御見物被為 入、御肴并御飯、御田楽、御輕台献上仕、家族共江御盃頂戴被

仰付、御手土産家族共追茂拝領仕候、

同年四月廿三日、於

御前、去冬急々出府被

仰付出精相勤、火之御番二付、繁多之處、御用向無御滞取計被遊

御満足候段、

御意之上、真綿三把、銀二枚拝領仕候、

同年五月二日、

御下向御供二而江戸出立仕、六月朔日、

御帰城御供下着仕候、

同年閏六月廿一日、実父稻井甚太左衛門病氣為

御尋、宅江被為 入候節、

御目見被 仰付、

御懇之 御意被成下候、

同年閏六月廿六日、実父稻井甚太左衛門死去仕候ニ付、望月对馬奉書を以、中被成下、

御尋、椎茸三袋拝領仕候、

同年九月四日、

御両殿様御同道ニ而、沖江被遊

御出御掃掛、穂手小屋江被為掛

御腰、御肴

御両殿様江献上仕、

御両殿様御盃頂戴仕、交御肴一台

御両殿様方拝領仕、

屋形様方御手土産拝領仕候、

同年十月九日、

大屋形様私宅江被為入、御蕎麦、卓子、御肴交献上仕、御盃頂戴仕、家族共江

茂御盃頂戴被 仰付、交御肴家族共催合ニ而拝領仕候、

同年十二月二日、於

御前、此節別而御用繁多之處、出精相勤、被遊

御満足、猶出精可相勤段

御意之上、木綿、御召物拝領仕候、

同十一年戊子二月十三日、御内用ニ付、大坂江相越候様被 仰付候、

同年二月十七日、御内用ニ付、大阪〔マ〕表江出立仕、四月九日御用向相濟下

着仕候、

同十二年己丑正月十七日、江府方近來者、別而御内証向御差廻ニ付而者、彼是

心配仕、別而此節弥増

御難渋不得止銀札一斛、如何計辛勞仕候歟と、彼是出精無怠旨被遊

御満足、仍而御拝領之御時服被下、猶丹誠可仕旨以

御自書、御拝領之御時服拝領仕候、

同年二月廿五日、紀伊守様方伊川院法印筆ニ幅对、御掛物頂戴仕候、

同年五月十七日、江府松根備後奉書を以御養子御願被為濟候ニ付、被成御祝、

交御肴一折拝領仕候、

同年七月廿七日、鉄剛院二十七回忌ニ付、御内々御菓子、御花拝領仕候、

同年八月二日、先達而以來疫邪之気味合ニ而、不相勝處、睨ニ不仕候ニ付、全

快之御祈祷被成下、御札守頂戴仕候段、

大屋形様茂御同様、御札守頂戴仕、其後段々不出来之趣、相入

御前思召を以望月丹下江看病被 仰付候、

同年八月十日、桜田監物寿忠弟兵庫儀、聳養子願通被 仰付候、

同年十一月廿四日、

大屋形様穂手小屋江被為掛

御腰、御肴献上仕、私儀者病氣罷在候ニ付、不罷出、同苗兵庫罷出御盃頂戴仕、

御手土産拝領仕候、

同年十二月廿五日、当秋疫邪之気味合ニ而不相勝、追々快方二者候得共、急々

全快出勤之躰ニ無之、何分御役儀難相勤、退役之儀願上候處、相達

御檢、此節機分難被成御免候得共、順氣保養第一之儀ニ候得者、先当分願之通、

老職被成御免、大頭役之儀者難被成御免候間、前躰可相勤旨、被 仰付候、

天保元年庚寅閏三月二日、

八幡

御代參勤并十月二日、

満勝寺殿御証月龍美山江之

御代參勤共被 仰付候、

同二年辛卯十月廿七日、穂手小屋江被為掛

御腰、御肴献上仕、私儀者病氣罷在不罷出、同苗式部罷出御盃頂戴仕、御手土

産拝領仕候、

同年十一月朔日、穂手小屋江

大屋形様被為掛

御腰、御肴献上仕、私儀者未病中二付不罷出、同苗式部罷出、御盃頂戴仕、御
手土産拝領仕御所務之馬父子催合二而拝領仕候、

同七年丙申六月二日、神尾勘解由大頭役被 仰付私支配躰被成御預候二付、引
渡申候、

同年六月十七日、御直書被相下、兼而御用場記録書拔仕、

御覽被遊候処、調方之弁利二相成被遊 御満足候段、御賞成被下、晒染、御
紋付、御帷子拝領仕候、

同八年丁酉十月晦日、穂手小浜江被為掛

御腰御肴一台、砥礪一鉢献上仕、父子共御盃頂戴仕候、

同十二年辛丑六月十七日於

御前、宗門奉行兼帯被 仰付候、

同年十二月十七日、芝求馬弟要人儀、家血筋之者二付、引受養育いたし、養子
仕度旨願上候処、願之通被 仰付候、

同十四年癸卯七月二十七日、追々年来相成、其上近来別而病身二付、大頭、宗
門奉行共相勤兼、退役之儀、願上候処、無余義事二付、大頭役願之通被成御免、

宗門奉行之儀者取続相勤候様、被 仰付候、

同日、是迄御預被置候扱、桜田佐渡江支配、被 仰付候二付、引渡申候、
弘化元年申辰十一月二十七日

御隠居御家督、御都合能、被成済候二付、被成御祝、御先格通乘折雅楽奉書を
以、御樽肴拝領仕候、

同二年乙巳二月七日、兼々病身二付、宗門奉行役御免隠居被 仰付度旨、願上
候処、達

御聴至而無余儀事被 思食候二付、願之通宗門奉行役被成御免、隠居被 仰付、
家督之義者、同苗式部江、被 仰出候、

同年五月廿二日、依願桜園与草名仕候、

同年九月十六日、病死仕候、

享和三年壬戌、御側向見習勤被 仰付候、以来弘化二年乙巳隠居被 仰付候迄、
四拾三ヶ年 御奉公仕候、

一、私儀、

文政二年巳卯六月廿七日、御側向見習折々罷出候様、被 仰付候、
同年十月朔日、初而

御目見被 仰付候、

同年十二月廿五日、御側向見習罷出太儀之旨、於御用場

御意被成下候、

同六年癸未十二月廿二日、御側向見習罷出太儀之旨、於御用場

御意被成下候、

同七年甲申三月七日、家之名二付、兵庫与草名願之通、被 仰付候、

同八年乙酉八月十七日、御小姓被 召出御宛行之義者、追而御沙汰可在之旨、
被 仰付候、

同年十二月廿二日、御時節柄二付、御扶持方御借上之処、出精相勤候之旨を以、
米一俵拝領仕候、

同九年丙戌正月十七日、御嚴略二付、勤方御免被 仰付候、

同十年丁亥十二月十七日、御嚴略二付、勤方御免被成置候処、願之趣在之、前
体勤方被 仰付候、

同十二年己丑八月十日、父數馬婿養子願之通、被 仰付候処、兼而御小姓被 召
出在之二付、前体勤方被 仰付、御小姓間上座被

仰付候、
同年十月十七日、来春

御參勤御供被 仰付候、
天保元年庚寅七月朔日、

御參勤御供二而出立仕、八月七日着府仕候、

同年九月八日、轉与名改被 仰付候、

同年十月三日、来夏

御下向之節、御供被 仰付候、

同二年辛卯三月十七日、去年中皆勤仕候二付、御吸物、御酒拜味被 仰付候、

同年四月廿六日、

御下向御供二而江戸出立仕、六月三日 御帰城御供二而下着仕候、

同年六月十日、御扶持方之儀、兼而御沙汰筋茂在之候所、此度御宛行三人方被下置候、

同年六月十七日、於

御前御近習役被 仰付、於御用場御扶持方五人方被成下候、且又、御小姓頭助役被 仰付候、

同年八月十日、式部与名改候様被 仰付候、

同年十一月廿日、於

御前役方、繁多之所、出精相勤候之段 御意之上、棧留馬乘御袴拝領仕候、

同四年癸巳五月廿五日、於

御前御留守中役方繁多之处、出精相勤被遊御満足候段、

御意被成下候、

同年六月十日、於

御前御番頭御勤方兼帯被 仰付、於御用場御扶持方七人方被成下、組入之儀、父数馬幡被 仰付候、

同七年丙申五月十二日、於

御前、御留主中出精相勤、被遊

御満足候段、同役一同

御意被成下候、且又、今度

御公務御用御返事品々御物入在之二付、御宛行御借上被成、尤勤方前体被仰付候、

同年十二月十七日、御宛行御借上被成候处、出精相勤候旨、御用場ニおいて御意被成下候、

同八年丁酉六月七日、於

御前御留守中出精相勤、被遊

御満足候段、同役一同

御意被成下候、

同年十二月十七日、御宛行御借上被成候处、出精相勤候段、御用場ニおいて御意被成下候、

同年十二月二十日、劍術心掛出精存入厚段、御賞被成下真綿老把拝領仕候、

同九年戊戌六月二日於

御前、当時御宛行茂無之处、出精相勤候段、御意之上御拝領之御熨斗目拝領仕候、

同年十二月十七日御宛行御借上被成候所、出精相勤候段、於御用場御意被成下候、

同十年己亥四月十七日、於御用場若年寄役被 仰付、御内用中之間支配、御門御番所支配、御代參勤、其外共一同申合可相勤、当時之事故、御宛行之義者、

追而御沙汰可在之旨被 仰付候、

同年九月十五日、於

御前、明年

御參勤之節、御供被 仰付候、

同年九月十六日於

御前、同役一同

御意之上、晒、御紋付、御帷子拝領仕候、

同年九月廿二日、兼而若年寄役被 仰付候処、御時節柄二付、御扶持方之儀、

御沙汰筋茂在之候処、此度御宛行拾人方被下置候、

同十一年庚子三月朔日、於

御前、同役一同

御意之上、木綿御召物拝領仕候、

同年三月十一日、

御參勤御供二而出立仕、四月廿一日着府仕、即日

兩御前様江初而

御目見被 仰付御年熨斗被下置候、

凌霄院様三十三回御忌御法事御用頭取被 仰付同廿九日御寺江相詰相勤罷歸

候上、無屹度

御目見被 仰付、太儀之旨、

御意被成下候、且又、同日御門支配被 仰付候、

同年五月五日、於

御前増上寺大芝御番二付、近江差添可相勤旨、被 仰付候、

同年六月十七日

宝地院様百五十回御忌御法事御用頭取被 仰付、同廿八日、御寺江相詰相勤、

無屹度

御目見可被 仰付候処、少々

御不例被成御座候二付、御目付を以太儀之旨

御意被成下候、

同年七月四日、肥州様江御婿入、御舅入、御里披御祝物被進候、御使者相勤御

先方におゐて銀五枚頂戴仕候、且又、同日 紀伊守様方御婚姻為御祝儀先格之

通、真綿三把頂戴仕候、

同年八月朔日、於

御前、明年御留守番詰越被 仰付候、

同十二年辛丑正月九日、於

御曹司様御前山口様御不幸二付度々

御代替罷越太儀被思召候段、

御意之上、御喪中被為 召候長上下拝領仕候、

同年四月十三日、於

御前平日繁多候処、出精相勤、火之御番二付、出役被 仰付、右御用筋茂

無御滯取計被遊

御満足候旨を以、真綿三把、銀三枚頂戴仕、且又、此度

御留守中、老人二而太儀被 思食諸事心を付、可相勤、御吸物

御相伴被 仰付候段、

御意之上、御吸物御相伴被 仰付、返盃被 仰付候、

同年四月十七日、於

御前、昨年以來出精相勤

御満足被遊候段、

御意之上、黒羽二重御小袖拝領仕候、

同年十一月廿三日、奥州様江御家督御祝物之御使者相勤、自分二而御太刀御馬

代差上候二付、追而從 奥州様真綿五把頂戴仕、且又、右御使者相勤候二付、

右御同所様方紗綾二卷

真明院様方真綿三把

栄心院様方同三把夫々頂戴仕候、御家督被成、御祝鯛一折頂戴仕候、

同十三年壬寅三月十日、

南昌院様七回御忌御法事、於東禪寺御修行在之、右御用相勤、御寺江相詰、罷

歸候上、於

御曹司様御前、太儀之旨、

御意被成候、

同年四月十三日、於

御前、御留守中無怠不相替出精仕、殊二御人少二而辛勞仕、彼是深切之取計被遊

御満足就

御參府御国許江御暇被下候段、

御意之上、真綿三把、銀五枚拝領仕、御吸物御相伴、御盃被下、返盃被 仰付候、

同年四月十八日、於

御前、御意之上木綿御拾御羽織拝領仕、從

御曹司様茂同断木綿、御紋付、御拾拝領仕候、

同年四月廿一日、江戸出立仕、五月廿日、下着仕候、

同十四年癸卯七月十三日於

御前同役一同、

御意之上、晒、御紋付、御帷子拝領仕候、

同年八月十二日、来月

大隆寺様五十回御忌御法事御用掛被 仰付、九月十三日、十四日兩日御寺江相

詰相勤相濟出仕之上、

御目見被 仰付、太儀之旨

御意被成下候、

同年十二月二日、来正月御野始御用掛被 仰付翌正月三日

相勤申候、

弘化元年甲辰正月十七日、於

御前同役一同昨年以來御用多之所、出精相勤候段

御意之上、木綿袷御羽織拝領仕候、

同年二月十六日、同姓佐渡宅江為家督祝儀、被為

御目見被 仰付、御盃頂戴仕候、

同年二月廿一日、金剛山江

御初入、為御祝儀被為 入候節

御目見被 仰付候、

同年十一月廿七日、御隱居御家督御都合能被為濟候二付、被成御祝、乘折雅樂

奉書を以御樽拝領仕候、

同年十二月二日、明年江戸御留守番被 仰付候、

同二年乙巳二月七日、父數馬儀依願、宗門奉行役御免隱居被

仰付、私江家督無相違千弍百弍拾八石被下置、勤方前体被 仰付候、

同年三月十二日、父數馬江御預被置候御山前体被成御預候、

同年三月十六日、御国元出立仕、四月十四日着府仕候、

同年四月十七日、御門支配被

仰付候、且又、同日私名數馬与草名仕、父數馬儀桜園与為相改度旨、願之通被

仰付候二付、即日相改申候、父數馬儀、五月廿二日於御国元相改申候、

同年四月廿一日、於

御前此度御留守中老人二而、彼是太儀被 思食、諸事心ヲ附、可相勤御吸物御

相伴被 仰付候、

御意之上、御吸物御相伴被 仰付、

御盃被下返盃被 仰付候、

同年九月廿一日、父桜園死没、中之間黒澤伝兵衛御使を以御香典白銀弍枚拝領

仕、母江

御尋之

御意被成下候、

同年十月朔日、若狭守様御婚姻被成御整候二付、被成御祝真綿

五把頂戴仕候、

同年十月五日、父桜園死去之段、被遊

御承知候二付、從

兩御前様、井関又右衛門奉書を以
御尋被成下候、

同年十月九日、父桜園死去仕候二付、桜田佐渡奉書を以

御尋被成下候、

文政二年己卯 御側向見習勤被 仰付候以来、当午年迄式拾八箇年 御奉公仕

候、

名許覚

姓平

櫻田玄蕃基親次男

先祖

櫻田数馬親茂

隱居名梅軒与相改年号月日相知不申候、

先祖

櫻田数馬親方

幼名舍人隱居名平治与相改、年号月日相知不申候、

高祖父

櫻田数馬親次

幼名数之助、後舍人与相改、

年号月日相知不申候、

曾祖父

櫻田伊勢親聘

幼名竹之助、享保十九年甲寅十二月数馬親常与相改、延享二年乙巳 八月

九日、親聘与相改、寛延三年庚午七月十五日伊勢与相改申候、

祖父

櫻田数馬親仙

幼名信松、宝曆十一年辛巳十月十五日数馬与改申候、
父

櫻田数馬親敬

幼名熊次郎、文化二年乙巳正月朔日主水与相改、同八年辛未正月朔日数馬

与相改、隱居後弘化二年乙巳五月廿二日桜園与相改申候、

当時私

櫻田数馬親明

幼名助平、文政七年甲申三月二日兵庫与相改、天保元年庚寅九月八日

転与相改、同二年辛卯八月十日式部与相改、弘化二年乙巳四月十七日数馬

与相改申候、

右之通御座候、以上、

弘化三丙午三月 櫻田数馬印

望月助兵衛殿

大和田主殿殿

【宇和島櫻田家文書 八七号】

(包紙) 「弘化五年戊申二月朔日、武術通伎御賞鶴拝領

宗城公御直書

(包紙) 「 数馬殿

一昨年以來、武術頭取指揮被行届御座候間、出精進歩之輩出来一安之儀、令

満悦、依而玄鶴一翼令贈與賞味可賜、尚鼓舞頼入也

仲春朔(宗城花押)

数馬殿

【宇和島櫻田家文書 二〇四号】

此握機方陣凶堅、後隊へ可相傳、行軍坐備杯、配列以此凶可致規則候、尤地之廣狭、敵之動靜應様爰可有取捨、此旨可相心得候也

癸丑臘月念一（宗城花押）

【宇和島櫻田家文書 一一二号】

（包紙）「夷舶渡来心得方大概

嘉七甲寅仲春朔日佐渡江密參」

御直書寫

夷舶渡来心得方大概

一、夷舶上赤旗を揚来ハ決戦と知ヘシ、白旗を揚来ハ和平と思ヘシ

一、夷舶碇を入リ又近寄ハ、小船二使番士為乗組、趣次第為通弁蘭學者、臨時出張可申聞左候ハ、可為乗組候、渡来之事情を探索シ、御新水食糧等之品ニ望時は任、有合相應差進速ニ出帆致候様可令諭事

但、使番蘭學者渠り船ニ乗移と云ハ、先吾小舟二夷人一兩名乗候様申諭、其上二而可乗込、其用弁済たらは、夷人本船江可返候、幾度乗込候とも、如斯可致事

一、夷舶方隊長陸陣所江使者差越度趣申越候ハ、不慮呼越事情可承、此時守衛嚴備すヘシ

但、其使節夷人ニ綿布ニ而眼を為覆、陣所ニ至候ハ、覆布を為除可申候

一、夷人上陸を備は、官より嚴禁之旨相諭、登といむヘからず強而登候ハ、手配して可生捕

但、船艀より及斷候ハ、此後云々と堅く約束之趣次第、帰し可遣候

一、船碇を入は小船ニ戰士兩三人為乗組、海岸乗廻り、上陸之夷を可攘、海底測量ハ不及制事

但、必小銃可携事趣次第組可出之

一、願書等出度旨申候ハ、官へ達し得裁許可、及否旨申答、右の趣城下へ早々可申越

但、如何申諭候而も不致承印却而、可及乱妨容子ニ候ハ、受取返答ハ長崎江參可承、官方否可有之旨申聞すヘシ

一、夷人應接ハ役懸之外一切可相禁、尤品物杯贈候ハ、以官禁堅可相斷事、近傍之漁民杯夷船為見物近寄候儀、可差留也

一、彼より開戦端の及不法候ハ、無止忠義之振猛勇可相拈、吾より無名の戦端口不可開事

一、敵船敗北して降り和を乞ハ、白旗を可揚、其時ハ速ニ発砲を止め、嚴備て候、様子を見合、軍士等其船ニ遣し船艀を我陣營ニ移し、船内之士兵を可生捕、其上諸兵器等を恣に可奪、取定船ハ我兵乗取可申事

一、趣次第、出張守衛之外臨時に老中若年寄目附等可能越候間、被及密談可取計事

【宇和島櫻田家文書 八五号】

（端書）「十月十六日傳奏衆より被相渡候御書付写」

尾張前大納言

今般長防征伐発向ニ付、先達、三社御祈茂被 仰出候儀、打手の諸藩愈以勵士氣人心一途ニ可有尽力更被仰 出候事

但、此旨早々打手の諸藩江可有布告候、尤關東江 御沙汰被為在候處、急速之儀ニ付總督江直ニ被達候事

【宇和島櫻田家文書 八一号】

箱館出兵津軽心接被 仰付候處、出兵不仕候ニ付、御尋之儀も有之東京ニ相詰候、重臣櫻田出雲与申者、右事件專取斗候ニ付、相糺候處、全大村益次郎殿差函ニ寄

蒸艦借入破談二仕、其段京都之重臣江報知之次第不行届之儀茂有之候ニ付、於當御地御届不仕重々恐入奉存候、出雲儀謹慎可申付候處、重臣耆人者御用有之候付、東京ニ相詰居候様、岩倉様方御内沙汰之趣も有之故右代之者差遣候上、謹慎申付候而可然御座候哉、此段御内々奉伺候、以上

御名公用人

十二月十二日 大西 登

弁事御役處

【宇和島櫻田家文書 二〇五号】

親興 実中并筑後義動三男

幼名殿馬、次ニ主水、又改出雲隱居シテ梅軒ト稱ス

天保六乙未三月三日生、實中并筑後三男、母檜垣助三郎女

弘化四年丁未十一月廿四日、親明養テ為子ト、同五年正月十五日、名稱ス

親興、同月三十日、初テ謁 宗城公、同年三月二日、為待臣(ママ、以下

同) 見習名主人(ママ)ト改ム、同年七月二十二日、加元服侍臣如元、嘉永

二年巳酉五月十七日、除侍臣為平土座上、同五年壬子三月、扈 公駕之東

武、同六年癸丑五月二十五日、扈 公駕歸藩、同年六月廿七日、除近習、

安政二年卯三月二十七日、待臣頭野奉行既徒士支配ヲ兼ス、同年九月二十

三日、由テ 公ノ命娶志賀九郎兵衛為へ次女醮之、同三年。辰三月十一日、

扈 公駕之東武、同四年丁巳五月朔日、扈 公駕帰藩、同年五月二十七日、

除番頭格待臣頭加元、同年十月、公巡行スルニ邦内從待ス、同六月(ママ)

未正月、遊松八道後ニ、同二月帰藩ス、同年十一月二十二日、除參政兼關

堡城門奉行、在番奉行門支配、文久二年戊二月十日、副宮 南昌院殿再祭

礼、同年三月三日、扈 公駕之東武、同年九月二十七日、繼家食千二百一

十八石、同十月、扈 公駕發東武、十九日、供頭取命アリ有故 公ノ奇京

ニ陪ス、十一月朔日、代 公ニ參殿ス近衛撰政家ニ奉家内勅報 公、同三

日、發京都、同六日、歸藩 今度公ノ為奇京無其例 親興此事ニ營シ所置可

ナルヲ以テ賞シテ賜時服、元治元甲子正月、除相伊列着座、同月十一日、有

事中国、長妨征伐、公ノ出馬ニ倍從ス、武者奉行、同二年癸丑正月、逆賊就

鎮靜ニ帰城ス、同年二月二十五日、来ル四月東照宮法會於野洲、日光山祭礼

為名代受命ス、參拜且ツ東武邸詰方ノ發途ス、同三月二十五日、至江戸ニ、

四月十三日、日光ニ到着ス於日光山謁日光宮ニ、同二十一日、江戸ニ帰

着ス、慶應二年○寅三月、 宗城公長子營ス真田家養子ノ事ニ、同三年

○卯六月四日、歸藩ス、同年七月二十七日、除執政兼待大将、同四月○

辰春、久松隱岐逆賊徳川慶喜ヲ助クル故ヲ以テ有勅追討ノ公親興ニ命シ

テ宇和島一軍ノ指ス便長ト依見、正月二十七日、師兵到ル松山城ニ賊速

ニ降伏シ、二月朔、歸陳ス

【宇和島櫻田家文書 二〇六号】

同七月二十二日、扈 公駕之京都ニ時ニ仙臺侯逆賊ノ黨次加ス、公方日宣

タルニ依リテ此シテ傍觀、スル忽使親興ヲ以テ悔悟謝罪ナスヲ説かし、同年

九月、 皇帝東京ニ行幸ス公之レニ奉供ス、親興先立テ到東京ニ、時ニ仙臺

侯逆賊ノ黨ニ加ワルノ聞アル、公ノ衆タルヲ異傍觀スルニ忍ビス依リテ親興

ヲシテ悔悟謝罪ノコトヲ説明セシム、同二十日、単一仙臺江謁侯ニ傳、公ノ

命スル所ヲ其言所悉ク容ル、遠路ニ使スル其慰勞トシテ匆一口時服ニツヲ賜

興ス、同十一月四日、歸京ス、後亦為メ仙臺侯慶ル配慮スルノ故ヲ以テ報謝

トシテ金百円捕虎ノ皮并ニ精好絹數卷ヲ憲賜セラル

明治二年、嘗テ逆賊追討ノ際、宇和島兵士ノ其事ニ不関故ヲ以テ、君家ニ罪

ヲ蒙ラントス、此ノ時ニ當リテ親興東京ニアリ、自ラ執政ノ任アルヲ以テ其罪ニ換ランコトヲ東京ニアル軍務官ニ出テ論辯シ、供ニ罪ヲ重臣ニ帰領ス、是レヲ以テ松根某（西原ニアリ）并ニ親興ト共ニ専ら此ノ事ニ関スル故ヲ以テ、謹慎蟄居ノ命ヲ蒙ル、四月十四日、帰藩ス。時ニ君家ミリ命シテ曰ク、親興罪ヲ蒙ルト雖トモ、數年來勤功アルヲ以テ、其家名ヲ倅營次郎ニ繼シムノ（嫡男、熊一郎ナル者ハ有病ヲ以テナリ）食録如内千二百二十

太陽曆を廃ス、太陰曆トナル（ママ）

八石此ノ時ニ當リテ王政復古天下ノ太政朝廷ニ出ツ諸侯一般人民土地奉還シテ、郡縣トナリシノ持録十分ノ一ヲ以テ、俸米ト改ム、則チ百二十石トナリ、後亦是レニ對スル金録公債証ヲ以テ、是レニ換ラシム、同三年午正月、罪ヲ悉ク赦免隱居如元。春山老公ノ依テ命ニ梅軒ト改ム、郡縣ト共ニ實族ノ名称ヲ發セラル以後一名ニ定タル

俗稱

（完）

表紙の写真：春の宇和島城（胡 光撮影）

裏表紙の写真：伊達秀宗御判物（黒印状）

本書は、愛媛大学より平成25年度法文学部人文系担当学部長裁量経費「近世大名と家臣団形成に係る基礎的研究」
(研究代表：胡 光) の配分によって刊行した。

2014年3月28日 発行

編 集 胡 光

発 行 愛媛大学法文学部日本史研究室

〒790-8577 松山市文京町3

印 刷 瀬戸内印刷株式会社

〒790-0056 松山市土居田町836-7 (電話) 089-971-9123